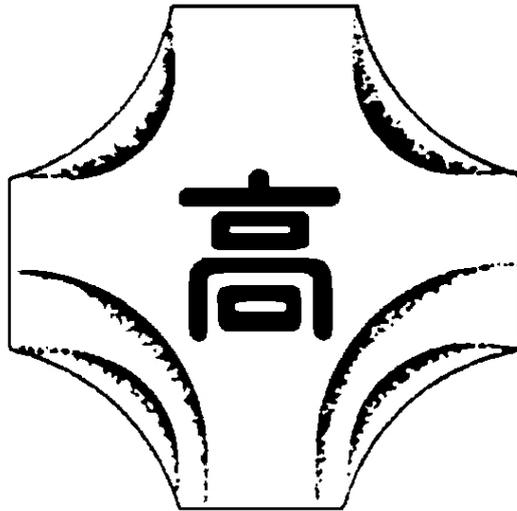


令和6年度

静岡県立焼津中央高等学校

P T A ・ 後援会

定 期 総 会 資 料



校章によせて

富士を仰ぎ、平和郷「志太」の真ん中。海洋に雄飛する  
焼津港は、遠き史実を今日に伝える。“中は徳の至れるも  
の” とは古人の教えなり。そして、たくましく、たしかなる  
人を求めて明日の母校を期待する。

令和6年5月15日(水) 午後2時～

会場：静岡県立焼津中央高校 体育館(2階)

## 令和6年度 P T A総会・後援会定期総会資料 目次

1 P T A総会		
次 第		P. 1
第 1 号議案	令和5年度 P T A事業報告(案)並びに P T A会計収支決算(案)について (監査報告)	P. 2
第 2 号議案	静岡県立焼津中央高等学校 P T A規程の廃止、改訂等について	P. 4
第 3 号議案	令和6年度 P T A本部役員等(案)並びに P T A地区役員(案)について	P. 7
報 告 事 項	令和6年度 P T A事業計画並びに P T A会計収支予算について	P. 9
資 料		
	静岡県立焼津中央高等学校 P T A会則	P. 11
	静岡県立焼津中央高等学校 P T A会員に関する規則	P. 16
	静岡県立焼津中央高等学校 P T A学習支援事業実施要項	P. 19
	静岡県立焼津中央高等学校 P T A地区会規程	P. 20
	静岡県立焼津中央高等学校 P T A委員会規程	P. 21
	静岡県立焼津中央高等学校 P T A役員の選出要領	P. 22
	静岡県立焼津中央高等学校 P T A個人情報取扱規程	P. 23
2 一般社団法人 静岡県立焼津中央高等学校後援会総会		
次 第		P. 28
第 1 号議案	令和5年度事業報告(案)並びに貸借対照表及び正味財産増減計算書(案)の 承認について (監査報告)	P. 29
第 2 号議案	令和6年度理事及び監事の選任(案)について	P. 33
報 告 事 項	令和6年度事業計画並びに予算について	
資 料		
	一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会定款	P. 35
	一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会員に関する規則	P. 40
	一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会計処理規程	P. 43
	一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会個人情報取扱規程	P. 46
※ 学校関係資料		
令和6年度	年間行事予定表	P. 51
令和6年度	生徒課より	P. 53
令和5年度	過去5年間の受験結果・進路状況	P. 55
令和5年度	大学別合否状況一覧	P. 56
令和6年度	進路指導計画	P. 57
令和6年度	校外模擬試験日程	P. 58
令和6年度	諸会費等月別収納額一覧	P. 59
令和6年度	職員名簿	P. 60

# 令和6年度 静岡県立焼津中央高等学校 P T A総会 次第

司会 事務局

## 1 開会

事務局

## 2 挨拶

P T A会長

渡邊 正博

校長

遠山 一郎

## ※ 議長選出、本会の成立について

事務局

## 3 議事

### (1) 第1号議案 令和5年度P T A事業報告(案)並びにP T A会計収支決算(案)について

ア 令和5年度P T A事業報告(案)

P T A副会長

イ 令和5年度P T A会計収支決算報告(案)

P T A会計

ウ 監査報告

P T A監査

### (2) 第2号議案

ア P T A地区会規程の廃止について

事務局

イ P T A地区役員規程について

事務局

ウ P T A委員会規程の改訂について

事務局

エ P T A役員選出要領の改訂について

事務局

### (3) 第3号議案 令和6年度P T A役員等(案)・P T A地区役員(案)について

ア 令和6年度P T A役員等(案)

P T A副会長

イ 令和6年度P T A地区役員(案)

P T A副会長

## ※ 令和5年度本部役員紹介と退任の挨拶

P T A会長

## ※ 令和6年度本部役員紹介と新任の挨拶

新P T A会長

## 4 その他

### (1) 令和6年度P T A事業計画

新P T A副会長

### (2) 令和6年度P T A会計収支予算

新P T A会計

## 5 閉会

事務局

## 令和5年度 P T A事業報告

### 1 P T A役員会活動報告

#### (1) P T A役員会の開催

- 第1回 4月19日(水) 新旧役員合同、役員顔合わせ、役員決め等 P T A会計監査実施
- 第2回 4月28日(金) 新旧役員合同、P T A評議員会・P T A総会打合せ等
- 第3回 12月14日(木) P T A評議員会・地区会打合わせ等
- 第4回 3月21日(木) 事業報告・事業計画・会計収支予算案、役職分担等

#### (2) P T A評議員会の開催

- 第1回 4月28日(金) 令和4年度会計報告、事業報告及び令和5年度会計予算事業計画、役員案、第1回地区会等について
- 第2回 1月11日(木) 第2回地区会、令和6年度P T A役員選出等について

#### (3) P T A総会の開催

5月16日(火) -

#### (4) P T A地区会の開催

- 第1回 1月中旬～2月上旬開催 令和6年度P T A役員選出(1・2年保護者)

#### (5) P T A研修会等(全国・東海・県・志太榛原)への参加

- ①静岡県公立高等学校P T A連絡協議会総会・研修会(6月2日(金) ホテルグランヒルズ静岡)
- ②東海地区高等学校P T A連合会大会岐阜大会(6月16日(金) 長良川国際会議場)
- ③志太・榛原地区公立高等学校P T A指導者研修会(7月4日(火) 焼津市文化会館)
- ④全国高等学校P T A連合会全国大会宮城大会(8月24日(木)～25日(金) 仙台市)

#### (6) P T A学習支援、進路指導支援、部活動支援事業

- ①学習支援事業(土曜補講、平日補講、豊友館学習支援事業、勉強合宿への支援等)
- ②進路指導支援事業(対外模試、進路面談支援等)
- ③野球部(5月20日)・サッカー部(6月10日)の定期戦支援(対焼津水産)
- ④合唱部オペラ公演支援(6月3日、4日)
- ⑤部活動における全国・東海・県・地区大会への参加旅費の助成
- ⑥各部活動の備品の購入支援
- ⑦備品の購入および施設設備支援
- ⑧部活動の外部指導者への支援  
(男女テニス・吹奏楽・茶道・華道・合唱・書道の各部)
- ⑨週休日及び長期休業中における部活動の引率旅費の助成

#### (7) P T A職業講話の開催 10月26日(木)に1年生を対象に実施。

### 2 進路委員会活動報告

- (1) 勉強合宿(2年)見学 7月24日(月)～28日(金)
- (2) 大学見学会 10月16日(月)
- (3) 進路保護者説明会(3年) 7月6日(木)
- (4) 進路保護者説明会(2年) 9月14日(木)

### 3 生活安全委員会活動報告

- (1) 校外交通指導 6月23日(金)、9月1日(金)、※10月20日(金)、※11月22日(水) 4回実施  
※ 本校建て替えのため、本部役員のみ実施

### 4 保健委員会活動報告

- (1) 環境美化活動 5月17日(水)、10月19日(木)※中止
- (2) 学校保健委員会 1月31日(水)

令和5年度静岡県立焼津中央高等学校PTA会計収支決算書(案)

収入総額 22,265,095円  
 支出総額 21,092,291円  
 差引残額 1,172,804円 (次年度へ繰越)

1 収入の部

(単位:円)

科目	当初予算額 (A)	流用増減額 (B)	予算現額 (A)+(B)=(C)	決算額 (D)	差引残額 (D)-(C)	摘要
1 会費	20,222,000	0	20,222,000	20,131,800	△ 90,200	月額2,050円×延9,796人 教職員会費
2 入会金	1,484,000	0	1,484,000	1,526,400	42,400	(@300+@5,000部活動支援基金)円×288人
3 雑収入	258,236	0	258,236	178,570	△ 79,666	模試等試験会場費、普通預金利息等
4 繰越金	435,764	0	435,764	428,325	△ 7,439	前年度より繰越
計	22,400,000	0	22,400,000	22,265,095	△ 134,905	

2 支出の部

(単位:円)

科目	当初予算額 (A)	流用増減額 (B)	予算現額 (A)+(B)=(C)	決算額 (D)	差引残額 (C)-(D)	摘要
1 会務費	3,900,000	0	3,900,000	3,480,533	419,467	
(1) 給料	2,540,000	0	2,540,000	2,508,104	31,896	職員給料、労働保険料等
(2) 会議費	50,000	△ 5,000	45,000	0	45,000	役員会議費
(3) 旅費	300,000	0	300,000	98,859	201,141	役員出張旅費
(4) 需用費	420,000	0	420,000	305,493	114,507	総会、役員会資料代等
(5) 通信運搬費	20,000	0	20,000	20,000	0	連絡用郵便代
(6) 使用料賃借料	50,000	0	50,000	34,518	15,482	地区会会場使用料等
(7) 負担金	200,000	5,000	205,000	200,297	4,703	高P連会費負担金・大会参加費等
(8) 事業費	200,000	0	200,000	196,794	3,206	PTA会員保険料
(9) 雑費	120,000	0	120,000	116,468	3,532	ネットバンキング利用料、口座振替手数料等
2 部活動後援費	5,500,000	1,070,000	6,570,000	6,559,905	10,095	
(1) 部活動振興費	4,000,000	1,070,000	5,070,000	5,067,030	2,970	東海全国大会生徒旅費、部活動用消耗品等
(2) 旅費	1,500,000	0	1,500,000	1,492,875	7,125	生徒引率旅費
3 教育振興費	4,590,000	△ 500,000	4,090,000	3,599,883	490,117	
(1) 教育活動推進費	770,000	△ 420,000	350,000	238,993	111,007	携帯メール利用料、スクリーンセーバー報酬費
(2) 奨励費	180,000	0	180,000	84,000	96,000	皆勤賞等
(3) 旅費	300,000	0	300,000	122,000	178,000	職員旅費
(4) 研究助成費	300,000	0	300,000	238,194	61,806	各種教育研究団体負担金、書籍代等
(5) 環境整備費	2,240,000	△ 500,000	1,740,000	1,698,776	41,224	修繕・美化活動ごみ運搬処分費等
(6) 備品購入費	800,000	420,000	1,220,000	1,217,920	2,080	部活動支援用等備品
4 進路指導費	6,410,000	△ 570,000	5,840,000	5,650,600	189,400	
(1) 進路対策費	2,190,000	△ 200,000	1,990,000	1,967,483	22,517	進路関係資料費、書籍代等
(2) 指導費	3,800,000	△ 370,000	3,430,000	3,404,283	25,717	時間外指導費等
(3) 事務費	400,000	0	400,000	266,914	133,086	複写機使用料等
(4) 通信運搬費	20,000	0	20,000	11,920	8,080	郵便等
5 図書費	1,900,000	0	1,900,000	1,801,370	98,630	
(1) 図書費	1,700,000	0	1,700,000	1,640,952	59,048	図書館蔵書用書籍、生徒用雑誌、新聞代金
(2) 事務費	200,000	0	200,000	160,418	39,582	図書館用情報サービス使用料等
6 予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	
計	22,400,000	0	22,400,000	21,092,291	1,307,709	

\*科目間の流用を認める

3 積立金会計

区分	金額	摘要
令和4年度末現在額	9,558,162	
令和5年度増減額	165	利息
令和5年度末残高	9,558,327	

監査の結果、適正であったことを認めます。

令和6年4月17日

監査委員 北村 さえと

監査委員 貞森 純子

監査委員 朝倉 功



## 静岡県立焼津中央高等学校PTA地区役員規程

第1条 地区役員は、PTA地区割りの基準表による地区在住の会員から選出する。

第2条 地区役員の人数は以下のとおりとする。任期は1年とし、再任を認める。

(1) 地区長 1人

(2) 副地区長 1人

第3条 地区役員は、評議員会の評議員と、委員会の地区委員の役を担う。

第4条 地区役員は、入学式当日に選出する。

第5条 PTA地区割りの基準は、下表のとおりとする。なお、表外の区に属する場合は、最寄りの区に属するものとみなす。

No.	地区名	中学校区
A	焼津・小川	焼津、小川
B	東益津・大村	東益津、大村、静岡市以東
C	豊田	豊田
D	大富	大富
E	和田・港	和田、港
F	大井川・榛原	大井川、吉田、牧之原市、御前崎市内
G	藤枝・瀬戸谷	藤枝、瀬戸谷
H	西益津・岡部	西益津、岡部
I	葉梨・広幡	葉梨、広幡
J	高洲・大洲	高洲、大洲
K	青島・青島北	青島、青島北
L	島田	島田市内、川根本町内、菊川市内、掛川市内

第6条 地区割りの変更については、役員会と評議員会の提案により、PTA総会で決定する。

附則

この規定は、令和6年5月15日から施行する。静岡県立焼津中央高等学校PTA地区会規程は廃止する。

## 第2号議案

# 静岡県立焼津中央高等学校PTA委員会規程

## 第1章 委員会の設置と機能

第1条 PTA会則により、次の委員会を設置する。

- (1) 進路委員会
- (2) 生活安全委員会
- (3) 保健委員会

第2条 PTA会則により、必要に応じてその他の委員会を設置することができる。

第3条 各委員会は、各委員長が招集する。その機能はPTA会則により、次のとおりとする。

- (1) 事業案の作成と執行
- (2) 総会、評議員会並びに本部役員会から委嘱された事業の執行

## 第2章 委員会の構成

第4条 委員会は、委員長、副委員長、各地区会で選出された地区委員(委員合計30人程度)で構成する。

第5条 各地区の地区委員の人数は、次のとおりとする。ただし、「+α」は、在籍する1,2年生の生徒人数により地区ごとに割り振りをする数であり、この数は、入学生の数に元々毎年変更する。また、生徒の人数によって減ずることができる。

- |            |                 |                     |
|------------|-----------------|---------------------|
| (1) 進路委員   | <del>2人+α</del> | 全地区の3年生会員(12名)      |
| (2) 生活安全委員 | <del>2人+α</del> | 藤枝市、島田市以西の2年生会員(6名) |
| (3) 保健委員   | <del>2人+α</del> | 焼津市、静岡市以東の2年生会員(6名) |

第6条 地区長、副地区長は、地区委員を兼務することができる。

## 第3章 委員会の役員

第7条 各委員会には、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

第8条 各委員会の委員長及び副委員長は、本部役員が兼務し会長がこれを委嘱する。

## 第4章 委員会の事業

第9条 各委員会は、年度当初に委員会を開き当該年度の事業内容を計画する。

### 附 則

この規定は、平成16年4月24日から施行する。  
平成18年5月16日、本規定を改定し施行する。  
この規定は、平成25年4月1日から施行する。  
この規定は、平成26年5月15日から施行する。  
この規定は、平成27年5月19日から施行する。  
この規定は、令和6年5月15日から施行する。(案)

## 静岡県立焼津中央高等学校PTA役員の選出要領

### 1 PTA役員の選出について

- (1) 保護者から選出する役員は、会長1人、副会長4人、監査3人の8人とする。  
(新2年4人、新3年4人)
- (2) 新2年生の役員の任期は2年間とする。
- (3) 新2年生の役員の中から互選により次年度の会長候補を選出する。

### 2 役員選出割当表      ○：選出割当地区    →：継続地区

		R4	R5	R6	R7	R8	R9
A	焼津・小川		○	→		○	→
B	東益津・大村	○	→		○	→	
C	豊田		○	→		○	→
D	大富	→		○	→		○
E	和田・港	○	→		○	→	
F	大井川・榛原	→		○	→		○
G	藤枝・瀬戸谷		○	→		○	→
H	西益津・岡部	○	→		○	→	
I	葉梨・広幡	→		○	→		○
J	高洲・大洲	→		○	→		○
K	青島・青島北		○	→		○	→
L	島田	○	→		○	→	

### 3 新2年役員の選出に当たっての留意事項（前年度2月までに選出）

- (1) 役員選出の地区会に先立って、文書にて全地区の現1年生の保護者から候補者を募る。立候補があった場合、当該地区の評議員が立候補者を役員として選出する。~~なお、これによって役員を選出した地区は次回の選出割当を免除する。また、これによって地区会において選出を必要とする役員数が4人未満になった場合、上記の役員選出割当表において、表の上位の選出割当地区から定数になるまで役員を選出するものとする。当年度、役員選出が不要となった表の下位の選出割当地区は、選出割当を翌年度に繰り越すものとする。~~
- (2) ~~地区会を開催し、選出割当地区の現1年生の保護者から1人を選出する。また、役員就任後に欠員が生じた時のために、補欠も併せて選出する。（立候補者を優先）~~
- (3) 立候補者がいない場合は、地区会員全員の中から選出する。
- (4) 最初からくじ引きでの選出は避ける。
- (5) 個人の事情をどのように判断するかは、各地区にお任せする。ただし、個人や家庭の情報を他人に話したくない方もいらっしゃることに配慮する。
- (6) 特別な事情がある方は、事前に学校へ相談するようにしていただく。

### 4 役員の構成

- 会 長            1人(新3年)  
 副会長          5人(新3年から3人、新2年から1人、校長)  
 監 査            3人(新2年から3人)  
 書記・会計    各1人・・・会長の委嘱により副会長が兼務する。  
 ※ 役員は、委員会の委員長及び副委員長を兼務する。

### 5 PTA役員の主な活動内容

- ◎ PTA役員会(必要に応じて開催)
- ◎ PTA活動全般にわたっての活動
  - ① PTA評議員会(通常年2回)の主催      ⑤ 学校行事の来賓としての活動
  - ② PTA総会(通常年1回)の主催          ⑥ PTA会費等の監査
  - ~~③ PTA地区会への出席~~                  ⑦ PTA職業講話の主催
  - ④ 各委員会活動等の企画、運営、総括    ⑧ その他…規約の改正等
- ◎ 各種PTA研修会や大会(全国・東海・県・志太榛原)への参加、発表活動

第3号議案

令和6年度 P T A役員等 (案)

役職名	地 区	氏 名	委員会	役職	HRNO	生徒名
会 長	藤枝・瀬戸谷	後藤 陽子			3412	紗智子
副会長	豊 田	北村 さえと	生活安全	委員長	3713	ひかり
副会長	焼津・小川	貞森 純子	進 路	委員長	3109	信太朗
副会長	青島・青島北	朝倉 紀子	保 健	委員長	3503	倭和
副会長	校 長	遠山 一郎				
副会長	大富	成瀬由佳理			2426	結
監 査	高洲・大洲	石田香理	生活安全	副委員長	2502	樹理
監 査	葉梨・広幡	安藤雅子	進 路	副委員長	2101	莉子
監 査	大井川・榛原	大関浩美	保 健	副委員長	2507	悠真

書記(兼任)	青島・青島北	朝倉 紀子				
会計(兼任)	焼津・小川	貞森 純子				
顧 問	県高P連 名誉顧問	小山 全司	平成23年度 本校P T A会長			

教職員役員

役職名		氏 名	委員会
P T A評議員	副校長	松本 一真	役員会
P T A評議員	教 頭	河原崎 正晴	役員会
P T A評議員	事務長	梶 弘幸	役員会
P T A評議員	総務課長	長谷川 拓也	役員会

教職員委員会担当

役職名		氏 名	委員会
委員会顧問	生徒課長	大代 茂雄	生活安全
委員会顧問	進路課長	伊藤 泰	進 路
委員会顧問	保健課長	田村 幸司	保 健

第3号議案

令和6年度PTA地区役員（案）

No	地区名	役名	委員会		役員氏名	HRNO	生徒名
1	焼津・小川	地区長	評議員会	進路	西角 茂	3735	菜月
2	焼津・小川	副地区長	評議員会	保健	羽山 桂子	2130	綾音
3	東益津・大村	地区長	評議員会	進路	山川 暢章	3643	愛華
4	東益津・大村	副地区長	評議員会	保健	佐々木 真季	2312	湖春
5	豊田	地区長	評議員会	進路	片山 紀子	3212	夏実
6	豊田	副地区長	評議員会	保健	中島 淑晴	2620	千尋
7	大富	地区長	評議員会	進路	穴山 晶子	3702	巧
8	大富	副地区長	評議員会	保健	平野 史英	2433	瑛太
9	和田・港	地区長	評議員会	進路	山梨 珠実	3334	和哉
10	和田・港	副地区長	評議員会	保健	長谷川 智子	2325	順正
11	大井川・榛原	地区長	評議員会	進路	多々良 千津子	3622	ひかり
12	大井川・榛原	副地区長	評議員会	保健	北館 泰子	2516	空
13	藤枝・瀬戸谷	地区長	評議員会	進路	片岡 直美	3409	さら
14	藤枝・瀬戸谷	副地区長	評議員会	生活安全	鈴木 紗奈江	2523	勇人
15	西益津・岡部	地区長	評議員会	進路	藤田 嘉子	3428	彩那
16	西益津・岡部	副地区長	評議員会	生活安全	又平 薫	2236	羚
17	葉梨・広幡	地区長	評議員会	進路	望月 千裕	3640	翔太
18	葉梨・広幡	副地区長	評議員会	生活安全	西野 順子	2229	綾華
19	高洲・大洲	地区長	評議員会	進路	松本 千鶴	3231	万夢
20	高洲・大洲	副地区長	評議員会	生活安全	小野寺 智	2510	咲
21	青島・青島北	地区長	評議員会	進路	中江 沙智絵	3122	空那
22	青島・青島北	副地区長	評議員会	生活安全	大石 哲也	2306	紗愛
23	島田	地区長	評議員会	進路	田中 清人	3532	淳之介
24	島田	副地区長	評議員会	生活安全	平田 麻衣子	2328	陽菜

## 令和6年度 P T A事業計画 (案)

- 1 P T A評議員会 第1回 4月25日(木)  
第2回 1月未定
- 2 P T A総会 5月15日(水)  
(学級懇談会、2年：修学旅行説明会、1年：部活動説明会)
- 3 P T A委員会
  - (1) 進路委員会
    - ・保護者進路説明会(3年) 7月5日(金)
    - ・勉強合宿(2年)(任意見学) 7月22日(月)~26日(金)
    - ・大学見学会(任意参加) 10月21日(月)
    - ・大学模擬授業(1、2年)(任意見学) 12月12日(木)
    - ・保護者進路説明会(2年) 2月10日(月)
  - (2) 生活安全委員会
    - ・校外交通指導 6月、9月、10月、11月
  - (3) 保健委員会
    - ・環境美化活動 5月16日(木)、10月17日(木)
    - ・薬学講座(任意参加) 11月11日(月)
    - ・学校保健委員会(任意出席) 2月
- 4 P T A地区懇談会(各地区) 未定
- 5 P T A職業講話(1年) 未定
- 6 P T A役員会、研修会
  - P T A役員会 年4回実施予定(4月2回、12月、3月)
  - P T A研修会
    - ・静岡県公立高等学校P T A連絡協議会総会・研修会(6月7日(金) ホテルグランヒルズ静岡)
    - ・東海地区高等学校P T A連合会大会三重大会(6月21日(金) 三重県文化会館)
    - ・志太・榛原地区公立高等学校P T A指導者研修会(7月2日(火) 相良総合センター)
    - ・全国高等学校P T A連合会全国大会茨城大会(8月22日(木)~23日(金)水戸市)
- 7 P T A学習支援、進路指導支援、部活動支援事業
  - ・学習支援事業(土曜補講、朝補講、豊友館学習支援事業、勉強合宿への支援等)
  - ・探究学習・進路学習への支援
  - ・進路指導支援事業(校外模試、進路面談支援等)
  - ・野球部(5月11日(土))・サッカー部(6月8日(土))の定期戦支援(対焼津水産)
  - ・合唱部オペラ公演支援(6月8日(土)・9日(日))
  - ・部活動における全国・東海・県・地区大会への参加旅費の助成
  - ・各部活動の備品の購入支援
  - ・備品の購入および施設設備支援
  - ・夏の野球応援車両代助成
  - ・部活動の外部指導者への支援  
(男女テニス・吹奏楽・茶道・華道・合唱・書道の各部)
  - ・週休日及び長期休業中における部活動の引率旅費の助成

## 令和6年度静岡県立焼津中央高等学校PTA会費会計収支予算書

収入総額	23,050,000円
支出総額	23,050,000円
差引残額	0円

### 1 収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差引残額 (A)-(B)	摘 要
1 会費	20,222,000	20,222,000	0	月額2,050円×12月×820人、教職員会費
2 入会金	1,484,000	1,484,000	0	(@300+@5,000部活動支援基金)円×280人
3 雑収入	171,196	258,236	△ 87,040	模試等試験会場費、普通預金利息等
4 繰越金	1,172,804	435,764	737,040	前年度より繰越
計	23,050,000	22,400,000	650,000	

### 2 支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差引残額 (A)-(B)	摘 要
1 会務費	3,830,000	3,900,000	△ 70,000	
(1) 給料	2,540,000	2,540,000	0	職員給料
(2) 会議費	50,000	50,000	0	役員会議費
(3) 旅費	200,000	300,000	△ 100,000	役員出張旅費
(4) 需用費	420,000	420,000	0	総会、役員会資料代等
(5) 通信運搬費	30,000	20,000	10,000	連絡用郵券代
(6) 使用料賃借料	40,000	50,000	△ 10,000	会場使用料
(7) 負担金	200,000	200,000	0	高P連会費負担金、大会参加費等
(8) 事業費	200,000	200,000	0	PTA会員保険料
(9) 雑費	150,000	120,000	30,000	ネットバンキング利用、料口座振替手数料等
2 部活動後援費	6,500,000	5,500,000	1,000,000	
(1) 部活動振興費	5,000,000	4,000,000	1,000,000	東海全国大会生徒旅費、部活動用消耗品等
(2) 旅費	1,500,000	1,500,000	0	生徒引率旅費
3 教育振興費	4,310,000	4,590,000	△ 280,000	
(1) 教育活動推進費	330,000	770,000	△ 440,000	携帯メール利用料、スクールカウンセラー報酬費
(2) 奨励費	180,000	180,000	0	皆勤賞等
(3) 旅費	300,000	300,000	0	職員旅費
(4) 研究助成費	300,000	300,000	0	各種教育研究団体負担金、書籍代等
(5) 環境整備費	2,200,000	2,240,000	△ 40,000	修繕、ごみ運搬処分費等
(6) 備品購入費	1,000,000	800,000	200,000	部活動支援用等備品
4 進路指導費	6,410,000	6,410,000	0	
(1) 進路対策費	2,190,000	2,190,000	0	進路関係資料、書籍代等
(2) 指導費	3,800,000	3,800,000	0	時間外指導費等
(3) 事務費	400,000	400,000	0	複写機使用料等
(4) 通信運搬費	20,000	20,000	0	郵券等
5 図書費	1,900,000	1,900,000	0	
(1) 図書費	1,700,000	1,700,000	0	図書館蔵書用書籍、生徒用雑誌、新聞代金
(2) 事務費	200,000	200,000	0	図書館用情報サービス使用料等
6 予備費	100,000	100,000	0	
計	23,050,000	22,400,000	650,000	

\*科目間の流用を認める

### 3 積立金会計

区 分	金 額		摘 要
令和5年度末現在額	9,558,327		
令和6年度増減額(予定)	165		利息
令和6年度末残高(予定)	9,558,492		

# 静岡県立焼津中央高等学校PTA会則

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は、静岡県立焼津中央高等学校PTAと称する。

(事務所)

**第2条** 本会は、事務所を静岡県焼津市小土157番地の1静岡県立焼津中央高等学校内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 本会は、生徒の健全な成長のために、保護者と教職員とが協力して、学校、家庭及び地域における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、生徒の校外における生活の指導、学校及び地域における教育環境の改善、充実に努めるため会員相互の学習その他必要な活動を行うことを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域の教育振興に関する事業
- (2) 教育環境の整備充実にに関する事業
- (3) 生徒会活動、部活動等の振興に関する事業
- (4) 図書及び図書室の充実にに関する事業
- (5) 生徒の学力向上及び進路実現に関する事業
- (6) 生徒の健康管理及び体力充実にに関する事業
- (7) 生徒、会員の親睦及び福利厚生に関する事業
- (8) 会員の研修に関する事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

**第5条** 本会の会員は、静岡県立焼津中央高等学校（以下「本校」という。）に在学する生徒の保護者及び本校の教職員とする。

(会員の資格の取得)

**第6条** 生徒の保護者で本会の会員になろうとするものは、役員会で別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

**第7条** 本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払うものとする。

(任意退会)

**第8条** 生徒の保護者である会員は、役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本校に在学する生徒の保護者又は本校の教職員でなくなったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

#### 第4章 総会

(構成)

**第11条** 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、役員会又はこの会則で定められた事項

(開催)

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第14条** 総会は、役員会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

**第15条** 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監査委員の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、役員を選任する議案を決議するに際し、候補者の合計数が第19条に定める定数の枠内の場合には、候補者を一括して第1項の決議を行うことができる。
- 5 やむを得ず総会に出席できない会員は、他の出席する会員を代理人として、議決の委任をすることができる。この場合において、第1項から第4項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

**第18条** 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した役員（ただし、監査委員を除く。）のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

**第19条** 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人
- (3) 監査委員 3人
- (4) 書記、会計 各1人
- (5) 教職員役員 4人

- 2 前項第2号に定める副会長のうち1人は、校長若しくはその職務を代理する者を以てこれに充て、業務執行役とする。

- 3 第1項第4号に定める書記、会計は、副会長の兼務とし、会長がこれを委嘱する。

(役員を選任)

**第20条** 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び前条第2項に定める者を除く副会長及び監査委員は、役員会の決議によって選定する。

(役員職務及び権限)

**第21条** 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会長及び副会長を除く役員はこの会則で定めるところにより、その業務を執行する。

(監査委員の職務及び権限)

**第22条** 監査委員は、監査委員を除く役員職務の執行を監査し、総会及び評議員会において監査報告を行う。

(役員任期)

**第23条** 役員任期は、各1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第24条** 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

**第25条** 役員は、無報酬とする。

## 第6章 機関

(構成)

**第26条** 本会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、監査委員、書記、会計及び、教職員役員をもって構成する。

(権限)

**第27条** 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 監査委員を除く役員職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他役員会で決議するものとしてこの会則で定められた事項の承認

(招集)

**第28条** 役員会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が役員会を招集する。

(決議)

**第29条** 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された議案について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

**第30条** 役員会の議事については、議事録を作成する。

2 会長及び出席した役員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会及び事務局

(委員会等)

**第31条** 本会に、次の機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 委員会

2 評議員会は、各地区会が選出する地区長、副地区長及び、教職員若干名と役員会をもって構成し、役員会で決定された事項等の報告を受ける。

3 評議員は、評議員会において、役員会で決定された事項等について意見を述べることができる。

4 委員会は、委員長、副委員長、地区委員をもって構成し、次の委員会を置く。

- (1) 進路委員会
- (2) 生活安全委員会
- (3) 保健委員会

5 前項に規定するもののほか、本会の事業遂行のため必要があるときは、役員会の決議を経て他の委員会を置くことができる。

6 委員の選定その他委員会の運営に関する事項は、役員会で別に定める。

(専門委員会)

**第32条** 専門的な事項について調査研究の必要があるときは、本会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、役員会の承認を経て会長が委嘱した委員により組織される。

3 専門委員は、要請により役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。  
(事務局)

**第33条** 本会に事務局を置く。

2 事務局員の選定その他事務局の運営に必要な事項は、役員会で別に定める。

## 第8章 会計

(事業年度)

**第34条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第35条** 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、役員会の承認を受けた上で、当該年度の総会の開催前に評議員会に報告をしなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第36条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監査委員の監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 前項で承認を受けた事業報告及び決算は、当該年度の総会の開催前に評議員会に報告をしなければならない

3 第1項で承認を受けた書類は、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

## 第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

**第37条** この会則は、総会の決議によって変更することができる。

## 第10章 雑則

(委任)

**第38条** この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、役員会が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、平成25年5月16日から施行する。

2 この会則の施行前に議決のあった平成25年度の事業計画書及び収支予算書については、この会則の規定にかかわらず、平成25年度の事業計画書及び収支予算書とする。

3 第6条及び第7条の規定にかかわらず、平成25年度の会員の資格の取得及び会費については、なお従前の例による。

4 静岡県立焼津中央高等学校PTA規約(昭和38年4月22日制定)は廃止する。

## 静岡県立焼津中央高等学校PTA会員に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、静岡県立焼津中央高等学校PTA（以下「本会」という。）会則第38条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに会費の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

**第2条** 会則第6条の申込みは、入会申込書（様式第1号）を本会に提出することによって行う。

(会員名簿)

**第3条** 入会した者は、入会年月日、会員の氏名、住所及びその他必要事項を会員名簿（様式第3号）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(経費の負担)

**第4条** 会則第7条に規定する経費の額は、保護者、教職員の別に応じ、別表に掲げるとおりとする。

2 会員のうち、静岡県立焼津中央高等学校（以下「本校」という。）に在学する生徒が2人以上の保護者にあつては、前項の会費に在学する生徒の数を乗じて得た額を納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会した会員は、入会した日の属する月から会費を納めなければならない。

4 本校に在学する生徒が、留学又は休学したときは、当該生徒の保護者である会員は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間は、経費負担を要しない。

5 特別の理由により経費負担が困難な会員にあつては、役員会が定めるところにより会費の一部又は全部を免除し、又はその納入を猶予することができる。

(会費の納入方法)

**第5条** 会員は、毎事業年度の会費として役員会で別に定める方法により、会費を役員会で別に定める日までに納入しなければならない。

(退会手続)

**第6条** 会則第8条の退会届は様式第2号による。

2 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。会則第9条及び第10条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員資格の喪失等に伴う会費の取扱い)

**第7条** 会員が会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間について既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

2 会員が事業年度の途中で退会又は会員資格を喪失した場合において、その日の属する月以前の期間について未納の会費があるときは、当該未納の会費を納入しなければならない。

3 本校に在学する生徒が留学又は休学した場合において、留学又は休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間について、当該生徒の保護者である会員に既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

(規則の変更)

**第8条** この規則は、役員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会費の額の変更については、総会の決議を要する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

1 この改正は平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この改正は令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定及び様式により提出されている入会申込書等は、改正後の規則の相当する規定及び様式により提出された入会申込書等とみなす。

様式第1号（第2条関係）

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 入会申込書

私は、貴 PTA の会員として入会したいので申し込みます。

入会希望時期 令和 年度（令和 年 月）

令和 年 月 日

〒  
住 所  
氏 名（保護者名）  
生徒名

受検番号

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 会長 様

氏名（保護者名）は署名（自筆による記入）又は記名押印のいずれかとする。

様式第2号（第6条関係）

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 退会届

私は、貴 PTA を退会したいので届け出ます。

退会予定期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

〒  
住 所  
氏 名（保護者名）  
生徒名

生徒番号

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 会長 様

氏名（保護者名）は署名（自筆による記入）又は記名押印のいずれかとする。

様式第3号（第3条関係）

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 会員名簿

入会 年月日	会 員 名		住 所	退 会 年月日	摘 要
	氏 名	生徒名			
. .				. .	
. .				. .	
. .				. .	

（注） 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

別表（第4条関係）

経費区分	経 費 負 担 額		会費免除の可否 (第5項)
	会員（保護者）	会員（教職員）	
入会時納入金	5,300 円	—	免除できない
会 費	月額 2,050 円 ×年間 12 回	全教職員で年額 50,000 円	免除できる

# 静岡県立焼津中央高等学校PTA学習支援事業実施要項

(名 称)

第1条 本事業は、静岡県立焼津中央高等学校（以下「本校」という）PTAが主催し、事業の名称を「静岡県立焼津中央高等学校PTA学習支援事業」と称し、進路委員会が推進する。

(目 的)

第2条 本事業は、本校生徒一人ひとりの学力向上に関する諸業務を実施することにより、生徒の進路希望の実現を支援することを目的とする。

(事業内容)

第3条 PTA会長は、前条の目的を達成するために次の事業の立案をし、実施に当たっては、校長に協力を依頼する。

- (1) 週休日及び休日の補講等各種学習指導
- (2) 早朝や夜間、勉強合宿等における勤務時間外の補講や学習指導
- (3) 校外模試・各種検定の指導及び監督
- (4) 自主学習の支援
- (5) その他会長が必要と認めた事業

(委 嘱)

第4条 本事業は、主にPTA会長が委嘱した本校教職員等が行う。

(補講等を行なう教職員の服務)

第5条 委嘱された本校の教職員及び臨時雇用の職員は、必要に応じて、静岡県教育委員会にそれぞれ兼職兼業許可申請又は営利企業等従事許可申請をし、許可を受けるものとする。

2 委嘱された本校の教職員は、本事業を勤務時間外に行うものとする。

(会場等)

第6条 本事業を実施する場所は、PTA会長が校長と協議して決定する。

2 会場として、本校校舎を使用する場合は、PTA会長が学校開放施設等利用申請書を提出し、許可を受ける。

(会計等)

第7条 本事業の会計は、原則として受益者負担とする。一人当たりの生徒負担額は別途定める。

2 本事業に関する諸経費は、原則として本会計から支出する。

(報酬・手当)

第8条 本事業に従事した場合の報酬・手当については別途定める。

(傷害保険等)

第9条 万が一、生徒に事故が生じた場合は、財団法人静岡県安全振興会給付規定を適用する。

2 講師等に事故が生じた場合に備え、適切な傷害保険に加入することとする。

(納 税)

第10条 本事業による収入は課税対象所得として、所得税法に基づき納税するものとする。

2 所得税法上、確定申告が必要な場合、所得者本人が申告するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の運営に必要な事項は、PTA会長が校長と協議し、別に定める。

2 本要項の改正についても、PTA会長が校長と審議し、総会にて報告し、承認を得る。

付 則

この要項は、平成16年4月24日から施行する。

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

## 静岡県立焼津中央高等学校PTA地区会規程

第1条 本会は、PTA地区割りの基準表による地区在住の会員及び地区担当の教員をもって組織する。

第2条 PTA地区割りの基準表以外の居住会員は最寄りの地区へ所属する。

第3条 本会は、地区長が招集する。その機能は、次のとおりである。

- (1) 地区会の開催
- (2) 次年度の役員及び地区役員の選出
- (3) 地区在住生徒にかかわる緊急事項の処理
- (4) その他、地区会の運営上必要な事項

第4条 本会は、次の地区役員を置く。(任期1か年、再任してよい)

- (1) 地区長 1人
- (2) 副地区長 1人
- (3) 地区委員 6人+生徒人数割り (+ $\alpha$ ) (担当は次のとおり)
 

ア 進路委員	2人+ $\alpha$
イ 生活安全委員	2人+ $\alpha$
ウ 保健委員	2人+ $\alpha$

ただし、地区委員の数は地区の生徒人数によって減ずることができる。

地区長、副地区長は、評議員とする。

第5条 地区長、副地区長は、地区委員を兼務することができる。

第6条 役員及び地区役員は、次年度当初までに選出する。選出基準や方法については、別に定める。

- (1) 地区役員は、全地区において年度ごと選出する。
- (2) 役員は、別に定める役員選出基準に従って、該当グループ及び該当ブロックの地区から選出する。

第7条 PTA地区割りの基準は、下表のとおりとする。

No.	地区名	中学校区
A	焼津・小川	焼津、小川
B	東益津・大村	東益津、大村、静岡市以東
C	豊田	豊田
D	大富	大富
E	和田・港	和田、港
F	大井川・榛原	大井川、吉田、牧之原市、御前崎市内
G	藤枝・瀬戸谷	藤枝、瀬戸谷
H	西益津・岡部	西益津、岡部
I	葉梨・広幡	葉梨、広幡
J	高洲・大洲	高洲、大洲
K	青島・青島北	青島、青島北
L	島田	島田市内、川根本町内、菊川市内、掛川市内

第8条 地区割りの変更については、役員会と評議員会の提案により、PTA総会で決定する。

第9条 本会運営費は、PTA会費をもってあてる。

附則

平成21年5月21日、本規定を改定し施行する。

平成25年3月31日、本規定を改定し施行する。

平成26年5月15日、本規定を改定し施行する。

平成27年5月19日、本規定を改定し施行する。

令和6年5月15日、本規定を廃止する。

# 静岡県立焼津中央高等学校PTA委員会規程

## 第1章 委員会の設置と機能

第1条 PTA会則により、次の委員会を設置する。

- (1) 進路委員会
- (2) 生活安全委員会
- (3) 保健委員会

第2条 PTA会則により、必要に応じてその他の委員会を設置することができる。

第3条 各委員会は、各委員長が招集する。その機能はPTA会則により、次のとおりとする。

- (1) 事業案の作成と執行
- (2) 総会、評議員会並びに本部役員会から委嘱された事業の執行

## 第2章 委員会の構成

第4条 委員会は、委員長、副委員長、各地区会で選出された地区委員（委員合計30人程度）で構成する。

第5条 各地区の地区委員の人数は、次のとおりとする。ただし、「 $\alpha$ 」は、在籍する1,2年生の生徒人数により地区ごとに割り振りをする数であり、この数は、入学生の数に元々毎年変更する。また、生徒の人数によって減ずることができる。

- (1) 進路委員 2人+ $\alpha$
- (2) 生活安全委員 2人+ $\alpha$
- (3) 保健委員 2人+ $\alpha$

第6条 地区長、副地区長は、地区委員を兼務することができる。

## 第3章 委員会の役員

第7条 各委員会には、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

第8条 各委員会の委員長及び副委員長は、本部役員が兼務し会長がこれを委嘱する。

## 第4章 委員会の事業

第9条 各委員会は、年度当初に委員会を開き当該年度の事業内容を計画する。

### 附 則

この規定は、平成16年4月24日から施行する。

平成18年5月16日、本規定を改定し施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年5月15日から施行する。

この規定は、平成27年5月19日から施行する。

## 静岡県立焼津中央高等学校 P T A 役員の選出要領

### 1 P T A 役員の選出について

- (1) 保護者から選出する役員は、会長 1 人、副会長 4 人、監査 3 人の 8 人とする。  
(新 2 年 4 人、新 3 年 4 人)
- (2) 新 2 年生の役員の任期は 2 年間とする。
- (3) 新 2 年生の役員の中から互選により次年度の会長候補を選出する。

### 2 役員選出割当表      ○：選出割当地区      →：継続地区

		R3	R4	R5	R6	R7	R8
A	焼津・小川	→		○	→		○
B	東益津・大村		○	→		○	→
C	豊田	→		○	→		○
D	大富	○	→		○	→	
E	和田・港		○	→		○	→
F	大井川・榛原	○	→		○	→	
G	藤枝・瀬戸谷	→		○	→		○
H	西益津・岡部		○	→		○	→
I	葉梨・広幡	○	→		○	→	
J	高洲・大洲	○	→		○	→	
K	青島・青島北	→		○	→		○
L	島田		○	→		○	→

### 3 新 2 年役員の選出に当たっての留意事項 (前年度 2 月までに選出)

- (1) 役員選出の地区会に先立って、文書にて全地区の現 1 年生の保護者から候補者を募る。立候補があった場合、当該地区の評議員が立候補者を役員として選出する。なお、これによって役員を選出した地区は次回の選出割当を免除する。また、これによって地区会において選出を必要とする役員数が 4 人未満になった場合、上記の役員選出割当表において、表の上位の選出割当地区から定数になるまで役員を選出するものとする。当年度、役員選出が不要となった表の下位の選出割当地区は、選出割当を翌年度に繰り越すものとする。
- (2) 地区会を開催し、選出割当地区の現 1 年生の保護者から 1 人を選出する。また、役員就任後に欠員が生じた時のために、補欠も併せて選出する。(立候補者を優先)
- (3) 立候補者がいない場合は、地区会員全員の中から選出する。
- (4) 最初からくじ引きでの選出は避ける。
- (5) 個人の事情をどのように判断するかは、各地区にお任せする。ただし、個人や家庭の情報を他人に話したくない方もいらっしゃることに配慮する。
- (6) 特別な事情がある方は、事前に学校へ相談するようにしていただく。

### 4 役員の構成

- 会 長            1 人(新 3 年)  
副会長           5 人(新 3 年から 3 人、新 2 年から 1 人、校長)  
監 査            3 人(新 2 年から 3 人)  
書記・会計      各 1 人・・・会長の委嘱により副会長が兼務する。

※ 役員は、委員会の委員長及び副委員長を兼務する。

### 5 P T A 役員の主な活動内容

- ◎ P T A 役員会(必要に応じて開催)
- ◎ P T A 活動全般にわたっての活動
  - ① P T A 評議員会(通常年 2 回)の主催      ⑤ 学校行事の来賓としての活動
  - ② P T A 総会(通常年 1 回)の主催          ⑥ P T A 会費等の監査
  - ③ P T A 地区会への出席                  ⑦ P T A 職業講話の主催
  - ④ 各委員会活動等の企画、運営、総括      ⑧ その他…規約の改正等
- ◎ 各種 P T A 研修会や大会(全国・東海・県・志太榛原)への参加、発表活動

## 静岡県立焼津中央高等学校PTA個人情報取扱規程

(目的)

**第1条** この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、静岡県立焼津中央高等学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、本会事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、本会会員の権利利益を保護することを目的とする。

(適用除外)

**第2条** この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、適用しない。

(定義)

**第3条** この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(管理者)

**第4条** 本会において保有する個人情報の管理者は、会長とする。

(取得の方法)

**第5条** 管理者は、個人情報を取得するときは、法第17条及び第18条の規定に基づき、適正に取得しなければならない。

(利用目的)

**第6条** 取得した個人情報は、次に掲げる目的のため、これを利用することができる。

- (1) 会員名簿、委員会名簿その他の本会の運営に必要な名簿の作成
- (2) 総会、役員会その他の会議において使用する資料の作成
- (3) 文書の送付
- (4) 会費の徴収事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役員会で必要と認めるもの

(保管等)

**第7条** 管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、当該個人情報を適正に保管しなければならない。

2 管理者は、保有する個人情報を利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去し、又は廃棄しなければならない。

(第三者提供の制限等)

**第8条** 管理者は、法第23条第1項に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を第三者に提供してはならない。

2 管理者は、保有する個人情報を第三者に提供したときは、法第25条第1項の規定により、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 管理者は、第三者から個人情報の提供を受けるときは、法第26条第3項の規定により、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(開示)

**第9条** 管理者は、本人又は個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令507号）第11条に規定する代理人（以下「代理人」という。）から保有する個人情報に係る開示請求があったときは、法第28条の規定

により、開示しなければならない。

2 前項に規定する開示請求に係る様式は、様式第1号によるものとする。

(訂正)

**第10条** 管理者は、本人又は代理人から保有する個人情報に係る訂正請求があったときは、法第29条の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正を行わなければならない。

2 前項に規定する訂正請求に係る様式は、様式第2号によるものとする。

(利用停止)

**第11条** 管理者は、本人又は代理人から保有する個人情報に係る利用停止請求があり、その請求に理由があることが判明したときは、法第30条の規定により、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく利用停止を行わなければならない。

2 前項に規定する利用停止請求に係る様式は、様式第3号によるものとする。

(委任)

**第12条** この規程の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。



様式第2号（第10条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

静岡県立焼津中央高等学校PTA会長 様

郵便番号  
住所又は居所

訂正請求者

氏 名

次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 法定代理人又は委任による代理人が請求する場合のみ記載	代理人の種別	1 <input type="checkbox"/> 法定代理人（本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人の氏名	2 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
	本人の住所又は居所	
連絡先 請求内容について照会することがありますので、電話番号等を記載してください。		

- (注) 1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。  
 2 請求の際には、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が訂正請求者本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。  
 3 法定代理人が請求する場合には、上記2に加え、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を職員に提示し、又は提出してください。  
 4 任意代理人が請求する場合には、上記2に加え、保有特定個人情報の本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を提出してください。ただし、管理者が認める場合には、印鑑登録証明書の提出は省略することができます。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の省略要件に該当 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面）
備考	

様式第3号（第11条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

静岡県立焼津中央高等学校PTA会長 様

郵便番号  
利用停止請求者 住所又は居所  
氏 名

次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 （法定代理人又は委任による代理人が請求する場合のみ記載）	代理人の種別	1 <input type="checkbox"/> 法定代理人（本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 2 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先 （請求内容について照会することがありますので、電話番号等を記載してください。）		

- (注) 1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。  
 2 請求の際には、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が利用停止請求者本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。  
 3 法定代理人が請求する場合には、上記2に加え、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を職員に提示し、又は提出してください。  
 4 任意代理人が請求する場合には、上記2に加え、保有特定個人情報の本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を提出してください。ただし、管理者が認める場合には、委任状及び印鑑登録証明書の提出は省略することができます。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の省略要件に該当 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面）
備考	

令和6年度 一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校

後援会総会次第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

第1号議案 令和5年度事業報告(案)並びに貸借対照表及び正味財産増減  
計算書(案)の承認について  
(監査報告)

第2号議案 令和6年度理事及び監事の選任(案)について

報告事項 令和6年度事業計画並びに予算について

4 その他

5 閉会

## 第1号議案

令和5年度事業報告(案)並びに貸借対照表及び正味財産増減計算書(案)の承認について

### 事業報告

定款第4条の規定による教育活動の後援及び環境整備のため、相当と認める主な事業として次の事業を実施した。

1	教育活動・部活動の後援	151千円
2	教育環境の整備	100千円
3	校内樹木維持管理	0円
4	豊友館維持管理	4,647千円

## 貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	7,356,597	921,241	6,435,356
普通預金	7,256,597	821,241	6,435,356
しずおか焼津信用金庫焼津	7,256,597	821,241	6,435,356
定期預金	100,000	100,000	
前払金	130,900		130,900
流動資産合計	7,487,497	921,241	6,566,256
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他積立資産			
その他固定資産 合計	61,299,705	67,967,652	-6,667,947
有価証券	50,000	50,000	
車両運搬具	1	1	
什器備品	62,108	136,621	-74,513
土地	29,889,065	29,889,065	
焼津市大住967-8、967-14	7,472,791	7,472,791	
焼津市小土153-4、147-5、152、155-6	22,416,274	22,416,274	
大規模事業積立金	31,298,531	37,891,965	-6,593,434
その他積立資産合計	61,299,705	67,967,652	-6,667,947
固定資産合計	61,299,705	67,967,652	-6,667,947
資産の部合計	68,787,202	68,888,893	-101,691
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
2 固定負債			
負債の部合計			
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産			
2 一般正味財産	68,787,202	68,888,893	-101,691
正味財産の部合計	68,787,202	68,888,893	-101,691
負債及び正味財産合計	68,787,202	68,888,893	-101,691

正味財産増減計算書内訳表  
令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	静岡県立焼津中央高等学校後援会		合 計
	法人会計	実施事業	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000		1,000
基本財産受取配当金	1,000		1,000
受取会費	5,718,986		5,718,986
正会員受取会費	5,718,986		5,718,986
雑収益	6,718		6,718
受取利息	6,718		6,718
経常収益計	5,726,704		5,726,704
(2) 経常費用			
事業費		4,897,850	4,897,850
通信運搬費		72,389	72,389
消耗品費		10,780	10,780
修繕費		3,192,475	3,192,475
光熱水料費		800,372	800,372
賃借料		466,532	466,532
保険料		217,600	217,600
委託費		101,780	101,780
雑費		35,922	35,922
管理費	930,543		930,543
旅費交通費	25,000		25,000
通信運搬費	1,680		1,680
減価償却費	74,511		74,511
印刷製本費	97,517		97,517
地代家賃	54,926		54,926
保険料	33,480		33,480
委託費	146,300		146,300
租税公課	491,320		491,320
雑費	5,809		5,809
経常費用計	930,543	4,897,850	5,828,393
評価損益等調整前当期経常増減額	4,796,161	-4,897,850	-101,689
評価損益等計			
当期経常増減額	4,796,161	-4,897,850	-101,689
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	2		2
固定資産除却損	2		2
経常外費用計	2		2
当期経常外増減額	-2		-2
税引前当期一般正味財産増減額	4,796,159	-4,897,850	-101,691
当期一般正味財産増減額	4,796,159	-4,897,850	-101,691
一般正味財産期首残高	46,483,842	22,405,051	68,888,893
一般正味財産期末残高	51,280,001	17,507,201	68,787,202
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	51,280,001	17,507,201	68,787,202

財産目録(令和5年度末現在)

資産総額 68,787,202 円 (A)+(B)

(1) 基本財産 100,000 円 (A)

基本金 100,000 円 (単位:円)

種 類	預 入 先	金 額	利 率	現 在 額	摘 要
定期預金	しずおか焼津信用金庫	100,000	0.002	100,000	元金100千円

(2) 運用財産 68,687,202 円 (B) = {(C)+(D)+(E)+(F)+(G)}

ア 固定資産 29,951,174 円 (C) = {(ア)+(イ)}

(ア) 土地 29,889,065 円 (単位:円)

用 途	位 置	面 積	取得年月日	評価額	摘 要
教職員住宅敷地	焼津市大住967-8	199.76㎡	昭和43年8月30日	7,297,442	更 地
同 上	同 上 967-14	4.80㎡	同 上	175,349	同 上
駐車場用地	焼津市小土道東153番4外	775.58㎡	平成22年7月29日	17,139,176	駐 車 場
同 上	焼津市小土道東152番	207.46㎡	同 上	5,277,098	同 上
計		1187.60㎡		29,889,065	

注 平成24年度移行認可時の時価

(イ) 車両及び備品 62,109 円 (単位:円)

用 途	位 置	数 量	取得年月日	評価額	摘 要
軽自動車	焼津市小土157-1	1台	平成8年7月22日	1	
グランドピアノ	〃	1台	平成26年2月14日	1	
中古楽器	〃	1式	平成27年12月15日	8	
ベースクラリネット	〃	1台	平成27年12月15日	1	
バリトンサクソフォン	〃	1台	平成29年1月11日	1	
フルダブルホルン	〃	1台	平成29年1月11日	1	
中古コントラアルククラリネット	〃	1台	平成29年7月7日	1	
コンサートペダルハーブ	〃	1式	平成30年2月23日	1	
ノートパソコン	〃	1台	令和3年2月26日	62,094	
計				62,109	

注 評価額は定額法による減価償却後の価格

イ 普通預金 7,256,597 円 (D) 後援会会計繰越金

ウ 前払金 130,900 円 (E)

(普通預金)

エ 積立金 31,298,531 円 (F)

(ア) 定期預金 31,298,531 円 (単位:円)

種 類	預 入 先	金 額	利 率	現 在 額	摘 要
定期預金	しずおか焼津信用金庫	31,298,531	0.025	31,298,531	大規模補修積立金

オ 有価証券 50,000 円 (G) (単位:円)

銘 柄	数量	券面金額	利率又配当金	取得年月日	購入価格	摘 要
しずおか焼津信用金庫出資証券	1	40,000		昭和39年3月31日	40,000	配当金は普通預金(0148201)へ繰入
	1	10,000		昭和39年1月31日	10,000	
計	2	50,000	配当金1,000		50,000	

## 第2号議案

### 令和6年度理事及び監事の選任(案)について

役職名	氏名	備考
理事	松島和久	同窓会副会長
同上	中野弘道	同窓会長
同上	後藤陽子	新任 PTA会長
同上	佐久間三津代	同窓会
同上	河合一也	同窓会
同上	朝倉紀子	新任 PTA副会長
同上	貞森純子	新任 PTA副会長
監事	八木信行	同窓会
同上	北村さえと	新任 PTA副会長

## 報告事項

### 令和6年度事業計画並びに予算について

#### 事業計画

- 1 教育活動・部活動の後援
- 2 教育環境の整備
- 3 校内樹木維持管理
- 4 豊友館維持管理

正味財産予算内訳表

令和6年4月1日

(単位：円)

科 目	静岡県立焼津中央高等学校後援会		合 計
	実施事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益		1,000	1,000
基本財産受取配当金		1,000	1,000
受取会費		5,740,000	5,740,000
正会員受取会費		5,740,000	5,740,000
雑収益		6,192	6,192
受取利息		6,192	6,192
経常収益計		5,747,192	5,747,192
(2) 経常費用			
事業費	12,167,000		12,167,000
通信運搬費	250,000		250,000
消耗什器備品費	50,000		50,000
消耗品費	50,000		50,000
修繕費	8,507,000		8,507,000
光熱水料費	950,000		950,000
賃借料	500,000		500,000
保険料	220,000		220,000
委託費	1,590,000		1,590,000
雑費	50,000		50,000
管理費		1,188,093	1,188,093
旅費交通費		30,000	30,000
通信運搬費		15,000	15,000
減価償却費		62,093	62,093
修繕費		150,000	150,000
印刷製本費		100,000	100,000
地代家賃		131,000	131,000
保険料		40,000	40,000
委託費		150,000	150,000
租税公課		500,000	500,000
雑費		10,000	10,000
経常費用計	12,167,000	1,188,093	13,355,093
評価損益等調整前当期経常増減額	-12,167,000	4,559,099	-7,607,901
評価損益等計			
当期経常増減額	-12,167,000	4,559,099	-7,607,901
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	-12,167,000	4,559,099	-7,607,901
当期一般正味財産増減額	-12,167,000	4,559,099	-7,607,901
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高	-12,167,000	4,559,099	-7,607,901
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	-12,167,000	4,559,099	-7,607,901

# 一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を静岡県焼津市小土に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、静岡県立焼津中央高等学校の教育活動の後援及び教育環境整備に関する事業を行い、この学校の教育の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この学校の教育活動の後援に関する事業
- (2) この学校の環境整備に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この学校に在学する生徒の保護者又はこの学校の卒業生で、この法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 前号に掲げる者以外のもので、この法人の目的に賛同して入会した者又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

**第6条** この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、理事会において別に定めるところにより、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) この学校に在学する生徒の保護者でなくなったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

(構成)

**第11条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

**第15条** 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない

ない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

**第18条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

**第19条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上11人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長とし、2人を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 第2項の副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第20条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第21条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第22条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第23条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第24条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第25条** 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

**第26条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第27条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

**第28条** 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

**第29条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

**第30条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

**第31条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第32条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第33条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿  
(剰余金の扱い)

**第34条** この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第35条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第36条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第37条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第38条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は新村清重、副会長は中野弘道、横山宏とする。

## 一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会員に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会（以下「この法人」という。）定款第5条から第10条までの規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

**第2条** 定款第6条の申込みは、入会申込書（様式第1号）をこの法人に提出することによって行う。

(会員名簿)

**第3条** 入会した者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第2号）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(経費の負担)

**第4条** 定款第7条に規定する経費の負担は、会費7,000円（年額）とする。

2 正会員のうち、この学校に在学する生徒が2人以上ある保護者にあつては、会費は前項の会費に在学する生徒の数を乗じて得た額を納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会した正会員は、入会した月から会費を納めなければならない。この場合において、第1項の会費の額を12で除して得た額（以下「月割額」という。）に入会した月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を納入するものとする。

4 この学校に在学する生徒が、留学又は休学したときは、当該生徒の保護者である正会員は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間は、経費負担を要しない。

5 特別の理由により経費負担が困難な正会員にあつては、理事会の決議により会費を減免することができる。

(会費等の納入)

**第5条** 正会員は、毎事業年度の会費として理事会で別に定める方法により、理事会で別に定める日までに納入しなければならない。

**第6条** 賛助会員から寄附等の申し出があつた場合については、その都度納入する。

(退会手続)

**第7条** 定款第8条の退会届は様式第3号による。

2 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。定款第9条及び第10条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員資格の喪失等に伴う会費の取扱い)

**第8条** 正会員が会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間について既納の会費があるときは、月割額に当該期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を返還するものとする。

2 正会員が事業年度の途中で会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月以前の期間について未納の会費があるときは、月割額に当該期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を納入しなければならない。

3 この学校に在学する生徒が留学又は休学した場合において、留学又は休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間について、当該生徒の保護者である正会員に既納の会費があるときは、月割額に当該期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を返還するものとする。

（規則の変更）

**第9条** この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の会費の額の変更については、総会の決議を要する。

（補則）

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

#### 附 則

1 この改正は令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定及び様式により提出されている入会申込書等は、改正後の規則の相当する規定及び様式により提出された入会申込書等とみなす。

#### 様式第1号（第2条関係）

##### 一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会入会申込書

私は、貴後援会の正会員（賛助会員）として入会したいので申し込みます。

入会希望時期 令和 年度（令和 年 月）

令和 年 月 日

〒

住所

氏名（法人名・代表者名）

生徒名

生徒番号

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会長 様

氏名（法人にあっては、その代表者名）は署名（自筆による記入）又は記名押印のいずれかとする。

様式第2号（第3条関係）

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会員名簿

会員 種別	入会 年月日	会 員 名		住所又は所在地	退会 年月日	摘要
		氏名（法人名・代表者名）	生徒名			
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

(注) 1 会員種別は、正会員、賛助会員の区別を記入する。

2 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

様式第3号（第7条関係）

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会退会届	
私は、貴後援会を退会したいので届け出ます。	
退会予定期日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	
	〒
	住所
	氏名（法人名・代表者名）
	生徒名 生徒番号
一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会長 様	

氏名（法人にあっては、その代表者名）は署名（自筆による記入）又は記名押印のいずれかとする。

# 一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会計処理規程

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会（以下「本会」という。）における会計事務処理に当たり、本会定款の規定に基づき、本会の収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

2 この規程に定める以外の事項は、法令及び定款に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

**第3条** 本会の会計は法令、定款及びこの規程に定めるところによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

**第4条** 本会の収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに区分して表示するものとする。

2 収益事業等は、「収益事業」と「その他の事業（共益事業を含む。）」に区分し、さらに必要に応じ事業の内容等により区分するものとする。

(会計年度)

**第5条** 本会の会計年度は、定款第31条に定める事業年度に従い、毎年4月1日から3月31日とする。

## 第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

**第6条** 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

**第7条** 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 固定資産台帳

イ その他必要な補助簿

2 会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成することとする。

(会計責任者)

**第8条** 会計責任者は事務局長とする。

2 事務局長には学校長をあて、会長が委嘱する。

(帳簿書類の保存)

**第9条** 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 財務諸表 10年

(貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）)

(2) 会計帳簿 10年

(3) 収支予算書、収支計算書 10年

(4) 振替伝票、証拠書類 10年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

### 第3章 予 算

(目的)

**第10条** 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

**第11条** 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに作成し、理事会の承認を得なければならない。

(予算の執行)

**第12条** 予算の執行に当たっては、会長の委任を受けて会計責任者が行うものとする。

2 予算執行に係る証拠書類の決裁は会長が行うものとする。ただし、収入及び総会において議決されている事業費（固定資産の購入に係るものを除く。）の支出については、会計責任者が専決できるものとする。

(予算の流用)

**第13条** 予算の執行に当たり、中科目相互間の資金の流用を行う必要が生じた場合は、予め会長の承認を得るものとする。

(予算の補正)

**第14条** 予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

### 第4章 出 納

(金銭の範囲)

**第15条** この規程において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

**第16条** 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(収納)

**第17条** 金銭を収納したときは、領収書を発行し、これに基づき収入伝票を作成し、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融機関への振込による収納の場合は、原則として領収書を発行しないものとする。

(支払)

**第18条** 金銭の支払を行う場合は、請求書その他取引を証する書類に基づいて支払伝票を作成し、会計責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、原則として金融機関への振込によることとする。ただし、少額の支払いその他これによりがたい場合には、現金払いによることができる。

(預金及び公印管理)

**第19条** 預金の名義人は、会長とする。

2 出納に使用する印鑑は、出納責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

(金銭の過不足)

**第20条** 金銭に過不足が生じたときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

### 第5章 固 定 資 産

(定義)

**第21条** 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

**第22条** 固定資産の取得価額は、次のとおりとする。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
  - (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
  - (3) 交換に係るものは、その交換に対して提供した資産の価額
  - (4) 贈与に係るものは、そのときの適正な評価額
- (固定資産の購入)

**第23条** 固定資産の購入は、総会の承認及び会長の決裁を受けなければならない。ただし、100万円未満の固定資産の購入については、会計責任者に専決するものとする。

(固定資産の修理、改良)

**第24条** 固定資産の性質の向上又は耐用年数を延長するための修理、改良等に要した費用は、これを資産価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を回復するために要した費用は修繕費とする。

(固定資産の管理)

**第25条** 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(減価償却)

**第26条** 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法または定率法によりこれを行う。

(登記及び付保)

**第27条** 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、火災等により損害のおそれのある固定資産については、適正額の損害保険を付さなければならない。

## 第7章 決 算

(計算書類の作成)

**第28条** 本会は、毎事業年度終了後、速やかに財務諸表、財産目録、附属明細書を作成し、監事の監査及び総会の承認を得て、事業報告書その他法令で定める書類とともに行政庁に報告しなければならない。

※公益目的支出計画実施期間中は、実施報告書の添付書類として貸借対照表、損益計算書等の提出が必要となるが、計画終了後の提出は不要。

## 第8章 雑 則

(改廃)

**第29条** この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

### 附 則

この規程は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会の設立の登記の日から施行する。

# 一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会個人情報取扱規程

(目的)

**第1条** この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、本会事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、本会会員の権利利益を保護することを目的とする。

(適用除外)

**第2条** この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、適用しない。

(定義)

**第3条** この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(管理者)

**第4条** 本会において保有する個人情報の管理者は、会長とする。

(取得の方法)

**第5条** 管理者は、個人情報を取得するときは、法第17条及び第18条の規定に基づき、適正に取得しなければならない。

(利用目的)

**第6条** 取得した個人情報は、次に掲げる目的のため、これを利用することができる。

- (1) 会員名簿、委員会名簿その他の本会の運営に必要な名簿の作成
- (2) 総会、理事会その他の会議において使用する資料の作成
- (3) 文書の送付
- (4) 会費の徴収事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会で必要と認めるもの

(保管等)

**第7条** 管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、当該個人情報を適正に保管しなければならない。

2 管理者は、保有する個人情報を利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去し、又は廃棄しなければならない。

(第三者提供の制限等)

**第8条** 管理者は、法第23条第1項に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を第三者に提供してはならない。

2 管理者は、保有する個人情報を第三者に提供したときは、法第25条第1項の規定により、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 管理者は、第三者から個人情報の提供を受けるときは、法第26条第3項の規定により、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(開示)

**第9条** 管理者は、本人又は個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令507号）第11条に規定する代理人（以下「代理人」という。）から保有する個人情報に係る開示請求があったときは、法第28条の規定

により、開示しなければならない。

2 前項に規定する開示請求に係る様式は、様式第1号によるものとする。

(訂正)

**第10条** 管理者は、本人又は代理人から保有する個人情報に係る訂正請求があったときは、法第29条の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正を行わなければならない。

2 前項に規定する訂正請求に係る様式は、様式第2号によるものとする。

(利用停止)

**第11条** 管理者は、本人又は代理人から保有する個人情報に係る利用停止請求があり、その請求に理由があることが判明したときは、法第30条の規定により、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく利用停止を行わなければならない。

2 前項に規定する利用停止請求に係る様式は、様式第3号によるものとする。

(委任)

**第12条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。



様式第2号（第10条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会長 様

郵便番号  
住所又は居所

訂正請求者

氏 名

次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 法定代理人又は委任による代理人が請求する場合のみ記載	代理人の種別	1 <input type="checkbox"/> 法定代理人（本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 2 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先 請求内容について照会することがありますので、電話番号等を記載してください。		

（注） 1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。

2 請求の際には、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が訂正請求者本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

3 法定代理人が請求する場合には、上記2に加え、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を職員に提示し、又は提出してください。

4 任意代理人が請求する場合には、上記2に加え、本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を提出してください。ただし、管理者が認める場合には、印鑑登録証明書の提出は省略することができます。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の省略要件に該当 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面）
備考	

様式第3号（第11条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会長 様

郵便番号  
利用停止請求者 住所又は居所  
氏 名

次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 （法定代理人又は委任による代理人が請求する場合のみ記載）	代理人の種別	1 <input type="checkbox"/> 法定代理人（本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 2 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先 （請求内容について照会することがありますので、電話番号等を記載してください。）		

- （注） 1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。  
 2 請求の際には、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が利用停止請求者本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。  
 3 法定代理人が請求する場合には、上記2に加え、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を職員に提示し、又は提出してください。  
 4 任意代理人が請求する場合には、上記2に加え、本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を提出してください。ただし、管理者が認める場合には、印鑑登録証明書の提出は省略することができます。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の省略要件に該当 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面）
備考	

令和6(2024)年度 年間行事予定表

授業日数 195日(195,194,171)

静岡県立焼津中央高等学校

4月			5月			6月			7月			8月			9月				
1月			1水	⑦	月曜日課 LHR[防災訓練]	LHR	1土			1月			1水			1日			防災の日
2火			2木	⑦	45分授業	OH	2日			2火			2金			2月			課題テスト
3水			3金		憲法記念日		3日			3水			3土			3火	⑦		学び基礎(3年)・(4年)・(1,2年)・授業(3年) LHR [LHR 防災訓練]
4木			4土		みどりの日 吹奏楽部定期演奏会		4火	⑥	月曜日課	特教			4日			4水	⑦		
5金			5日		こどもの日		5水	⑦	内科検診				5月			5木	⑦		OH
6土			6月		振替休日		6土	⑦	①~⑤+静岡大学全学部説明会(1年)	OH(1年2h) OH(2,3年1h)			6火			6金	⑥		
7日			7火	⑥			7金	⑥	教育実習終了				7水			7土			ベネッセ総合共通テスト模試(3年)
8月			8水	⑦			8土		サカ-定期戦 オペラ公演	【補】			8木			8日			
9火			9木	⑦	原検査③	OH	9日		進研共通テスト模試(3年) オペラ公演				9水			9土	⑦		LHR
10水			10金	⑥			10月	⑦		LHR			10火			10水	⑥		面接週間(40分授業) LHR・HR役員選出
11木			11土	⑦	原検査①	OH	11日	⑥	野球定期戦・同応援	【補】			11水			11土	⑦		面接週間(40分授業)
12金			12月				12水	⑦	45分授業				12火			12金	⑥		面接週間(40分授業)
13土			13日	⑦			13水	⑦		OH			13土			13火	⑥		面接週間(40分授業)
14日			14火				14水	⑥	中間テスト				14土			14日			
15月			15水	⑦	携帯安全教室 写真撮影(1年) 部活動復登録(1年) 眼科検診	LHR	15日		中間テスト 午後PTA総会	【補】			15火			15土			
16火			16木			特教	16水		中間テスト テスト後:環境美化活動(60分)	LHR			16金			16日			敬老の日
17水			17金	⑥			17月	⑦	公開授業週間(~6/21)	LHR			17水			17土	⑥		全統記述模試(1,2年希望者)
18木			18土	⑦	一斉専門委員会	OH	18日		耳鼻科検診	特教			18火			18水			HR Day
19金			19日	⑥	部活動本登録(1年)		19水	⑦					19土			19日	⑦		水曜日課 一斉専門委員会
20土			20月	⑦			20水	⑦	胸部レントゲン撮影(午前) 眼科検診 教育実習開始(~6/7)	LHR			20火			20土	⑥		月曜日課
21日			21火	⑥			21水	⑥					21土			21日			【補】
22月			22水	⑦	45分授業 面接週間 眼科検診	OH	22水	⑦	内科検診				22土			22日			
23火			23木	⑥	45分授業 面接週間	特英	23水	⑦	40分授業①~⑥CHゼミ発表会(120分) 歯科検診 原検査(予備日)	OH(2h)			23土			23日			秋分の日
24水			24金	⑦	45分授業 面接週間 内科検診 保護者説明会(1年)		24月	⑦	[環境美化活動予備日]	LHR			24火			24土	⑥		特教
25木			25土	⑦	45分授業 面接週間 歯科検診 LHR[7限 生徒総会・壮行会] 原検査②	LHR	25水	⑥		特英			25土			25日	⑦		
26金			26日	⑥	45分授業 面接週間		26水	⑦					26土			26日	⑥		
27日			27火	⑦			27水	⑦		OH			27土			27日	⑦		OH
28月			28水	⑥			28水	⑥					28土			28日			英検(第2回)
29火			29木	⑦	昭和の日		29水	⑦					29土			29日			
30水			30金	⑥		特教	30月		文化祭準備				30火			30土			LHR
31日			31火				31水		文化祭(校内発表)				31土			31日			LHR
図書館リニューアル PTA総会 令和7年度教育実習申込み期間(4/5~30) ★新校舎建設中			学校評議員会 教育実習 5/20~6/7(3週間) 授業見学週間(5/20~6/7) 熱中症対策			来賓指導2回 生活習慣病検診 胸部レントゲン撮影(1年・職員)			教務支援金申請 第1回思春期セミナー どぶりオバトル(希望者) 嵐島研修(7/30~8/8)			消防設備点検(鳴鶴) 従業工作物点検(停電) British Hills英語研修(8/6~8/8) GlobalStudiesProgram(8/19~8/23)			焼津市25(177)訓練				

18, 17, 17

21, 21, 21

20, 20, 20

4, 4, 4, 10, 10, 10

1年 63  
2年 62  
3年 62

1, 1, 1

19, 19, 19

L 10  
5  
5  
総 3  
3  
3

L 6  
6  
6  
総 4  
4  
4

L 3  
3  
3  
総 4  
4  
4

L 4  
4  
4  
総 2  
2  
3

L 1  
1  
1  
総 0  
0  
0

L 4  
4  
4  
総 4  
4  
2

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1火⑥		特英	1金⑥			1日			1水	元日 年末年始の休日	1土	進研共テ模試(2年)	1日				
2水	体育祭 (雨天の場合は水曜日課)		2土	進研模試(1.2年) ベネッセ駿台共テ模試(3年)		2月	期末テス(2年) 学び基礎(GTEC(2年)) 修学旅行(2年)	OH(2年)	2木	年末年始の休業日	2日		2日				
3木⑥	体育祭予備日① (順延の場合は水曜日課)		3日	文化の日		3火	期末テス(1.3年) 学び基礎(GTEC(1年)) 修学旅行(2年)	OH(2年3h)	3金	年末年始の休業日	3月⑦	3年家庭学習日(～2/27) 2次対策補講(～2/21.3年)	3月	卒業式	LHR(3年)		
4金⑥	月曜日課 体育祭予備日② (中止の場合も月曜日課)	LHRなし	4月	振替休日		4水	期末テス(1.3年) 学び基礎(GTEC(1年)) 修学旅行(2年) 面接週間(3年)	OH(2年3h)	4土	共通テス直前演習Ⅱ	4日⑥		4火	答案返却			
5土		【補】	5日⑥	月曜日課	特英	5木	期末テス(1.3年) 学び基礎(GTEC(1年)) 修学旅行(2年) 面接週間(3年)	OH(2年3h)	5金	共通テス直前演習Ⅱ	5月⑦		5水	家庭学習日			
6日	全統記述模試(3年公開)		6月⑦			6金	期末テス(1.3年) 学び基礎(GTEC(1年)) 修学旅行(2年) 面接週間(3年)	OH(2年2h)	6月		6日⑦	火曜日課	6木	家庭学習日			
7月	[LHR生徒総会]	LHR	7月⑦		OH	7土			7火	始業式 課題テス(1.2年)授業(3年)	7日⑥		7金	家庭学習日			
8火⑥		特数	8金⑥			8日			8水	課題テス・授業(1.2年) 平常授業(3年)	8土		8月				
9水⑦			9土		【補】	9月⑦			9金	再評価試験(1.2年)	9日⑥		9日				
10木⑦	[7限OH 文理選択説明会(1年)]	OH(1.3年)	10日			10火⑥		特英	10月⑦	月曜日課	10日⑦	保護者進路説明会(2年)	10月	答案返却			
11金⑥			11月⑦	[LHR・薬学講座]	LHR	11水⑦			11土		11日⑦	【補】(1.2年)	11月	家庭学習日			
12土	ベネッセ駿台記述模試(3年)		12日⑥		特数	12月⑦	45分授業 大学模擬授業(1.2年)	OH(1.2年2h)	12水		12日⑦	登校日(3年)	12月	生徒会行事	LHR(1.2年)		
13日			13月⑦			13金⑥			13土	成人の日	13日⑦		13月	総合 学び基礎(ｽﾀｼﾞｱﾎﾞｰﾄ)	OH(1.2年)		
14月	スポーツの日		14日⑦		OH	14土		【補】	14火⑥		14日⑥	特数	14金	家庭学習日			
15火	中間テス		15金⑥			15日⑥	東進共テ模試(3年希望者)		15水⑦		15日⑦		15土				
16水	中間テス 科目選択(修学旅行)説明会(2年)	OH(2年)	16土			16日④	50分×4 面接週間		16木⑦		16日⑦		16日				
17木	中間テス [テス後 環境美化活動]	LHR	17日	全統ブレ共通テスト模試(3年公開)		17火④	50分×4		17金⑥	1.2年平常日課 3年授業[1限～3限]・学年集会(4限)	17月⑦	LHR(3年)	17日⑦	LHR(1.2年)	17月	学び基礎(ｽﾀｼﾞｱﾎﾞｰﾄ)	
18金⑥			18月⑦		LHR	18日④	50分×4		18土	大学入学共通テスト① 進研模試(1.2年)	18日⑥		18火	総合(4h)	OH(1.2年4h)		
19土	学校公開日		19日⑥		特英	19日④	50分×4 立会演説会	LHR	19月	大学入学共通テスト②	19日⑦		19水	総合 学年集会	OH(1.2年) LHR(1.2年)		
20日	全統高1高2模試(1.2年希望者) 全統共通テスト模試(3年)		20月⑦			20日④	50分×4 学年集会 再評価試験(3年)	LHR	20月⑦	共通テスト自己採点(3年) ビブリオバトル(1.2年)	20日⑦		20木	春分の日			
21月	代休 大学見学会(希望者)		21日⑥			21土	共通テスト直前演習Ⅰ		21火⑥	特別時間割開始(～1/31.3年)	21日⑥	特英(1.2年)	21金	大掃除 終業式	LHR(1.2年)		
22火⑥		特英	22金⑦		OH	22日	共通テスト直前演習Ⅰ		22水⑦		22日⑦		22土	【補】(1.2年)			
23水⑦			23土	勤労感謝の日	【補】	23月	終業式 大掃除 成績不振者指導	LHR	23日⑦		23日⑦	OH(1.2年)	23日	天皇誕生日 富士山の日			
24木⑦		OH	24日			24火	冬期補講		24日⑥		24日⑥		24月	振替休日	進研模試 共通テスチャレンジ(2年)		
25金⑥			25月⑦		LHR	25水	冬期補講		25土	英検(第3回)	25日⑦	【補】(1.2年)	25火	学年末テス			
26土		【補】	26日⑥		特数	26木	冬期補講		26日	全統高1高2模試(1.2年希望者)	26日⑦		26水	学年末テス			
27日			27月	期末テス(2年) 学び基礎(GTEC(2年))		27金	冬期補講		27日⑦	ビブリオバトル(1.2年)	27日⑦	LHR(1.2年)	27木	学年末テス 式場準備(1年)			
28月⑦	読書週間	LHR	28日	期末テス(2年) 学び基礎(GTEC(2年))	OH(1.3年)	28土			28日⑥		28日⑥	特数(1.2年)	28金	学年末テス 卒業式予行	LHR(3年)		
29火⑥		特数	29日⑥	期末テス(2年) 学び基礎(GTEC(2年))		29月			29日⑦				29土				
30水⑦			30土			30月	年末年始の休業日		30日⑦				30日				
31日⑦		OH	31日			31火	年末年始の休業日		31日⑥				31月				
授業7ヶ所 授業見学週間(10/28～11/15)			地震防災地域連絡会補 記念地産連携訓練 学校評価(自己評価、7ヶ所(保護者・生徒・職員))			PTA役員会 GTEC Speaking(1.2年) 学校評価(自己評価、7ヶ所(保護者・生徒・職員)) 浄化槽清掃(臭・音あり) 高架水槽清掃(断水)			地震対策ｲﾝﾍﾞｰｼﾞｮﾝ 高校入試前放送点検(鳴動) 学校保健委員会			学校評議員会			PTA役員会 転入生試験 消防設備点検(鳴動)		
22, 22, 22			20, 20, 20			5, 5, 5 11, 11, 11			18, 18, 18			18, 18, 2			8, 8, 1		
						1年 77 2年 77 3年 77						1年 55 2年 55 3年 32			195 194 171		
L	総		L	総		L	総		L	総	L	総	L	総	L	総	
3	3		3	4		3	2		4	2	3	3	3	3	3	6	
3	3		3	3		3	3	14	4	2	3	3	3	3	3	6	
3	3		3	4		3	0		3	0	2	0	0	0	1	0	

## 生徒課より

### 1 本年度の生徒指導の重点目標

- (1) 遅刻の減少
  - ・始業遅刻者一日平均2人以下 [R5: 2.44人 R4: 2.4人]
  - ・通院、体調不良等連絡、理由のない遅刻者年間20人以下 [R5: 23人 R4: 29人]
- (2) 制服の正しい着用
  - ・誇りを持って本校の制服を着用する
- (3) 部活動・生徒会活動の活性化
  - ・「中央祭」の成功
  - ・部活動の充実
  - ・部活動参加率100%
  - ・委員会活動の活発化
- (4) 交通事故0を目指す
  - ・交通マナー遵守の意識の高揚
  - ・時差登校の実施  
[交通事故件数 R5: 17件(被害15件、自損2件) R4: 15件]
  - ・自転車安全カード(イエローカード)一時停止・並進の数の減少(20枚以内)
  - ・自転車安全カード累積3枚の生徒に対する特別指導の実施  
[R5: 61枚 R4: 50枚]
- (5) 規律ある集団生活の実現
  - ・式典、集会等における礼法を身につける
  - ・場に応じた挨拶の励行

### 2 学校生活の近況報告

- (1) 生活指導
  - ・時差登校指導実施中  
1年8:05 2年8:10 3年8:15から朝学習ができる雰囲気づくり。  
各学年部による見回り 風紀委員による呼びかけとチェック。  
→雨天時遅れる生徒が各学年数人あり。日頃は守られている。  
雨天時の学校周辺に駐停車する送迎がまだ見られる。
  - ・交通事故 救急搬送事故1件 車との接触1件 転倒数件  
→一時停止違反による大事故、交差点での車との接触あり。  
雨天登校時のスリップによる怪我が増えている。
  - ・服装についてはリボンをきちんと結ぶよう指導している。
  - ・スマートフォンの校内での規定遵守。
  - ・朝の先生方の呼びかけによる挨拶の活性化が見られる。日常的に挨拶ができる生徒が非常に多い。
- (2) 部活動(令和5年度)
  - 弓道部(東海高等学校総合体育大会 女子団体出場)  
(国民スポーツ大会弓道競技 少年女子の部 個人 2名 出場)  
(全国高等学校弓道選抜大会 女子個人8位入賞 男子団体出場)
  - 水泳部(東海高等学校総合体育大会 個人 1名 出場)
  - レスリング部(東海高等学校総合体育大会 男子2名 女子3名 出場)  
(全国高等学校総合体育大会 女子2名 出場)  
(全国高校生グレコローマン選手権大会 個人 2名 出場)
  - 放送部(全国高校放送コンテスト大会 1名 出場)
  - 美術部(全国高等学校総合文化祭 美術・工芸部門 1名 出場)

#### ※その他の活動における顕著な実績

- スキー競技(国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会 1名 出場)
- 相撲競技(全国高等学校総合体育大会 男子 1名 出場)  
(世界女子相撲選手権大会 1名出場 世界第3位)

高校生としての規範意識を持ち充実した学校生活を送るために、本校は下記の規定で生徒指導を行っています。つきましては、学校・家庭の密なる連携の下に健やかな成長ができますよう、御理解と御協力をお願いします。

## 生徒指導規定

### <指導基準>

- 1 交通に関する行為
  - (ア) 免許取得禁止
  - (イ) 無免許運転・同乗
  - (ウ) その他 — 交通法規に反する行為
- 2 法律に触れる行為
  - (ア) 飲酒・喫煙
  - (イ) 窃盗（万引き）
  - (ウ) 違法薬物・類似薬物、シンナー等の所持および使用
  - (エ) パチンコ店など立入が禁止されている店舗への出入り
  - (オ) 凶器などの所持  
(人を傷つける目的で持ち込まれた物品の所持および使用)
  - (カ) 他人を脅迫、金品を強要・搾取
  - (キ) その他 — 法律に触れる行為
- 3 学習活動に関する行為
  - (ア) テスト不正行為（小テスト含む）
  - (イ) 授業を妨害、教師の尊厳を侵す行為
  - (ウ) 正当な理由なく授業を欠席すること
  - (エ) その他 — 学習活動として適正でない行為
- 4 学校生活にかかわる行為
  - (ア) 頭髪・服装規定に違反
  - (イ) 暴力・いじめ行為
  - (ウ) 規定以外での携帯電話の使用
  - (エ) 携帯電話など情報端末を使用しての個人への誹謗中傷、学校への信用失墜行為
  - (オ) アルバイトの禁止(但し、家庭の事情等により許可する場合あり)
  - (カ) 学校教育活動の場を利用した選挙活動の禁止
  - (キ) その他 — 高校生としてふさわしくない行為

### <指導措置>

- ・指導方法、内容については職員会議を行い校長が決定する
- ・学校教育法施行規則第26条による 退学・停学・訓告等
- ・本校の指導 退学、家庭謹慎・登校謹慎、訓戒

過去5年間の受験結果

		令和5年度			令和4年度			令和3年度			令和2年度			令和元年度		
		受験	合格	合格率	受験	合格	合格率	受験	合格	合格率	受験	合格	合格率	受験	合格	合格率
国公立大学	一般	223	137	61.4%	217	131	60.4%	248	139	56.0%	225	111	49.3%	197	96	48.7%
	推薦	65	41	63.1%	50	29	58.0%	51	23	45.1%	61	26	42.6%	48	22	45.8%
	総合型/AO	5	2	40.0%	3	1	33.3%	7	3	42.9%	4	3	75.0%	4	1	25.0%
	合計	293	180	61.4%	270	161	59.6%	306	165	53.9%	290	140	48.3%	249	119	47.8%
私立大学	一般	587	400	68.1%	677	469	69.3%	882	552	62.6%	830	433	52.2%	1079	517	47.9%
	共テ/センター	230	167	72.6%	275	169	61.5%	228	134	58.8%	396	195	49.2%	323	155	48.0%
	推薦 指定校	10	10	100.0%	9	9	100.0%	13	13	100.0%	13	13	100.0%	10	10	100.0%
	推薦 一般	12	11	91.7%	23	17	73.9%	12	10	83.3%	7	6	85.7%	14	6	42.9%
	総合/自推	9	6	66.7%	6	5	83.3%	7	5	71.4%	7	6	85.7%	8	5	62.5%
	合計	848	594	70.0%	990	669	67.6%	1142	714	62.5%	1253	653	52.1%	1434	693	48.3%
国公立短大	一般	2	2	100.0%	3	3	100.0%	6	6	100.0%	2	0	0.0%	7	4	57.1%
	共テ/センター				4	4	100.0%				3	3	100.0%			
	推薦	2	1	50.0%	2	2	100.0%	3	3	100.0%	1	0	0.0%	1	0	
	合計	4	3	75.0%	9	9	100.0%	9	9	100.0%	6	3	50.0%	8	4	50.0%
私立短大	一般				1	1	100.0%	3	3	100.0%	5	4	80.0%	5	5	100.0%
	共テ/センター										6	5	83.3%			
	推薦 指定校															
	推薦 一般													1	1	
	総合/自推							1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	2	
	合計				1	1	100.0%	4	4	100.0%	12	10	83.3%	8	8	100.0%
専門学校	一般	15	14	93.3%	5	5	100.0%	11	11	100.0%	20	19	95.0%	24	21	87.5%
	推薦 指定校															
	推薦 一般	1	1	100.0%				1	1	100.0%	5	5	100.0%	4	4	
	総合/自推	2	2	100.0%							1	1	100.0%	3	3	100.0%
	合計	18	17	94.4%	5	5	100.0%	12	12	100.0%	26	25	96.2%	31	28	90.3%
公務員				1	1	100.0%				2	2	100.0%	1	1	100.0%	
民間										1	1	100.0%				
全体計	1163	794	68.3%	1276	846	66.3%	1473	904	61.4%	1590	834	52.5%	1732	854	49.3%	

※「センター+一般」は「センター」に含めた  
「給費生」入試は一般に含めた

過去5年間の進路状況

卒業年度		令和5年度			令和4年度			令和3年度			令和2年度			令和元年度		
性別		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
進学	国公立大学	77	77	154	83	66	149	84	49	133	75	40	115	58	44	102
	大学校	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立大学	54	57	111	61	55	116	63	64	127	67	63	130	65	84	149
	国公立短大	1	1	2	1	5	6	0	4	4	0	2	2	0	2	2
	私立短大	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	2	2	1	4	5
	専修学校	1	7	8	1	2	3	2	3	5	5	11	16	2	13	15
就職	公務員	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	2	0	1	1
	民間企業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家事従事・留学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
進学準備等		5	2	7	2	1	3	5	4	9	8	2	10	8	2	10
合計		139	144	283	148	130	278	155	126	281	156	121	277	134	151	285

令和5年度大学別合否状況一覧(含過年度)

国公立大学	受験	合格	入学
北見工大	2	2	2
北海道大	1	0	0
室蘭工大	4	3	1
弘前大	1	0	0
秋田大	3	3	2
山形大	4	4	3
福島大	1	1	1
茨城大	1	1	1
宇都宮大	2	1	1
群馬大	1	0	0
埼玉大	1	1	1
千葉大	3	3	3
東京海洋大	1	1	1
東京学芸大	1	1	1
東京芸大	2	0	0
新潟大	1	0	0
富山大	2	2	2
金沢大	2	0	0
山梨大	11	7	7
信州大	6	4	4
岐阜大	1	1	1
静岡大	45	24	24
浜松医大	4	2	2
愛知教育大	4	1	1
名古屋大	3(1)	3(1)	3(1)
三重大	7	1	1
滋賀大	2	2	2
京都大	1	1	1
京都教育大	1	1	1
和歌山大	1	1	1
鳥取大	2	2	2
鳥根大	2	1	1
岡山大	1	1	1
広島大	6	4	4
山口大	5	4	4
鳴門教育大	1	0	0
香川大	3(1)	2(1)	2(1)
愛媛大	2	2	1
高知大	4	4	3
九州工大	1	0	0
熊本大	1	1	1
大分大	1	1	1
鹿児島大	4	3	3
琉球大	2	1	1
釧路公立大	1	1	0
青森県立保健大	2	2	2
岩手県立大	1	0	0
宮城大	3	3	3
秋田県立大	4	2	0
茨城県立医療大	4	3	3
前橋工科大	2	1	0
高崎経大	2	0	0
埼玉県立大	1	0	0
東京都立大	2	1	1
神奈川保福大	1	0	0
横浜市立大	4	3	3
新潟県立大	2	2	1
富山県立大	1	1	1
金沢美術工芸大	1	0	0
公立小松大	2	0	0
山梨県立大	7	5	4
都留文科大	10	7	4
長野大	3	2	0
長野県看護大	3	1	1
静岡文化芸大	14	10	9
静岡県立大	24	16	14
愛知県立大	2	1	1
名古屋市立大	3	3	3
三重県立看護大	1	0	0

滋賀県立大	3	2	2
福知山公立大	2	1	0
大阪公立大	2	1	1
兵庫県立大	1	0	0
神戸市外大	3(1)	2(1)	2(1)
奈良県立医大	1	1	1
奈良県立大	1	0	0
島根県立大	3	0	0
岡山県立大	2	2	2
県立広島大	1	1	1
福山市立大	3	2	0
広島市立大	1	1	0
山口東京理科大	1	1	1
周南公立大	4	2	1
下関市立大	2	2	1
山口県立大	3	1	1
高知県立大	2	0	0
北九州市立大	1	0	0
福岡女子大	1	0	0
長崎県立大	2	1	1
宮崎公立大	1	0	0
名桜大	2	2	2
<b>国公立計</b>	<b>296</b>	<b>183</b>	<b>157</b>

私立大学	受験	合格	入学
医療創生大	2	2	1
国際医療福祉大	2	0	0
城西大	1	1	0
東京国際大	3	2	0
獨協大	4	4	0
文教大	7	5	3
東都大	1	1	0
神田外語大	5	5	0
千葉工大	1	1	0
千葉商大	8	3	0
帝京平成大	1	1	1
青山学院大	5	3	3
桜美林大	4	4	0
学習院大	2	0	0
北里大	7	6	1
国立音大	1	1	1
慶応大	3	0	0
工学院大	3	0	0
国学院大	4	4	3
国士館大	2	1	0
駒澤大	21	11	2
芝浦工大	11	1	1
順天堂大	3	2	2
上智大	1	1	0
昭和女子大	1	0	0
成蹊大	2	0	0
成城大	1	1	0
専修大	30	20	6
大正大	1	1	0
大東文化大	1	1	1
玉川大	3	3	1
中央大	10	8	2
津田塾大	3	3	2
帝京大	2	2	1
東海大	7(1)	7(1)	1(1)
東京経大	2	1	0
東京工科大	1	1	1
東京女子大	2	2	1
東京電機大	1	1	1
東京農大	12(1)	3	2
東京理大	2	1	0
東邦大	2	1	1
東洋大	22	8	1
日本大	11	9	4
文化学園大	1	1	0

法政大	26	7	2
武蔵大	1	1	0
東京都市大	8	1	1
武蔵野大	4	4	0
明治大	10	2	0
明治学院大	2	2	0
立教大	3	1	0
早稲田大	4	1	0
東京医療保健大	5	1	1
神奈川大	37	26	7
神奈川工科大	1	1	1
鎌倉女子大	1	1	1
関東学院大	4	3	1
相模女子大	1	1	0
産業能率大	3	2	1
湘南工科大	1	1	0
湘南医療大	2	1	0
金沢工大	4	4	1
山梨学院大	1	1	1
岐阜女子大	3	3	1
岐阜聖徳学園大	2	2	0
岐阜医療科学大	2	2	0
静岡産業大	1	1	1
静岡理工科大	28	27	4
聖隷クリスト大	19	15	4
常葉大	246	219	23
静岡英和学院大	1	1	0
愛知大	6	4	0
愛知学院大	3	1	0
愛知工業大	5	1	1
愛知淑徳大	2	1	0
大同大	1	1	0
中京大	12	10	3
中部大	12	8	2
東海学園大	4	3	0
名古屋外大	2	1	1
名古屋学院大	1	1	0
南山大	4	2	1
日本福祉大	4	4	0
藤田医大	5	4	1
名城大	20(1)	6(1)	0
豊橋創造大	1	1	0
愛知工科大	3	3	0
名古屋学芸大	1	1	0
日赤豊田看護大	1	1	1
修文大	1	1	0
鈴鹿医療科学大	1	1	0
京都外大	6	6	0
京都産業大	11	11	2
京都女子大	4	1	0
京都橋大	6	3	0
京都光華女子大	1	1	0
同志社大	1	1	0
同志社女子大	3	2	0
明治国際医療大	1	1	0
立命館大	31	9	0
龍谷大	17	12	2
大阪歯大	1	1	0
関西大	7	5	1
関西医大	1	0	0
関西外大	5	4	0
近畿大	19(2)	16(2)	1
帝塚山学院大	1	1	1
大阪成蹊大	1	0	0
関西学院大	5	3	2
神戸芸術工科大	1	1	0
日赤広島看護大	1	0	0
日本経大	1	1	0
立命館アジア大	1	0	0
<b>私立大学</b>	<b>855</b>	<b>600</b>	<b>114</b>

短期大学	受験	合格	入学
静岡県大短大部	3	2	1
三重短	1	1	1
<b>短期大学</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>2</b>

専門学校	受験	合格	入学
浜松市立看護専	1	1	1
静岡済生会看護	1	1	1
静岡県立看護専門学校	1	1	0
中部看護専門学校	9	8	2
するが看護専門学校	1	1	1
日本医科大学看護専門学校	1	1	0
静岡産業技術専門	1	1	0
静岡デザイン専門学校	1	1	1
日本工学院八王子専門学校	1	1	1
専門学校中央医療健康大	1	1	1
<b>専門学校</b>	<b>18</b>	<b>17</b>	<b>8</b>

大学校	受験	合格	入学
北海道立農業大学校	1	1	1
<b>大学校</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>

短期大学校	受験	合格	入学
<b>短期大学校</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

就職・他	人数
民間就職	0
公務員	0
進学準備	7
<b>就職・他</b>	<b>7</b>

令和6年度の進路指導計画

[ ]内は教職員対象

月	学年共通	1年生	2年生	3年生
4	進路希望調査 豊友館自主学习開始 二者面談	スタディーサポート 進路適性検査 (学びみらいPASS) [スタディーサポート報告会] 1年部保護者会	[スタディーサポート報告会]	[スタディーサポート報告会] [新旧担任情報交換会]
5	学習実態調査 土曜補講開始	進路適性検査 (学びみらいPASS)	SDGsテーマ別発表会 文化祭SDGs発表	SDGsテーマ別発表会 文化祭SDGs発表
6	(課題テスト(旧実力テスト))	静岡大学学部説明会 系統別学部説明会	小論文模試 進路適性検査 (学びみらいPASS)	小論文模試 大学入学共通テスト模試 志望理由書添削 学びの基礎診断(GTEC)
7	学習実態調査 「進路の手引」説明会 前期夏期補講 オープンキャンパス 大学説明会	進路のしおり読み合わせ 進研総合学力テスト 学びみらいPASS説明会	進路適性検査 (学びみらいPASS) 進路のしおり読み合わせ 進研総合学力テスト 勉強合宿	学びの基礎診断(GTEC) [進路検討会①] 進路のしおり読み合わせ 進研総合学力記述模試 保護者進路説明会 学力向上セミナー
8	三者面談 オープンキャンパス ブリティッシュヒルズ 課題テスト グローバルスタディズプログラム			前期夏期補講 全統共通テスト模試 後期夏期補講 全統記述模試 勉強会
9	進路希望調査 二者面談 [推薦会議]	スタディーサポート [スタディーサポート報告会] (学びの基礎診断) 大学進路説明会	スタディーサポート [スタディーサポート報告会] (学びの基礎診断) 保護者進路説明会 学びみらいPASS説明会	大学入学共通テスト模試 学力向上セミナー
10	学習実態調査 [小論文指導研修会] 「大学見学会」	ミニ進路講話 文理選択説明会 総合学力テスト	コース選択説明会 総合学力テスト	大学入試共通テスト出願 ベネッセ・駿台記述模試 全統記述模試 全統共通テスト模試(公開) 進研共通テスト模試
11		進路講演会 学びの基礎診断(GTEC)	進路講演会 学びの基礎診断(GTEC)	[進路検討会②] 進研共通テスト模試
12	二者面談	学びの基礎診断(GTEC) 大学模擬授業	大学模擬授業	冬期補講 全統共通テスト模試 共通テスト直前演習 学力向上セミナー
1		総合学力テスト SDGs探究活動	総合学力テスト SDGs探究活動	共通テスト直前演習Ⅱ 大学入学共通テスト①② 自己採点 [進路検討会③] 国公立大出願 国公立大2次対策補講
2		SDGs探究活動	大学入学共通テスト模試 SDGs探究活動	国公立大2次対策補講 国公立大前期試験
3		スタディーサポート SDGs探究活動	スタディーサポート 進路講演会(3年担任) SDGs探究活動 学力向上セミナー 共通テストチャレンジ模試	国公立大中期試験 国公立大後期試験

令和6年度 校外模擬試験日程

学年	月	試験名	業者	対象
1	4	スタディー・サポート 学びの基礎診断	ベネッセ	全員
	7	総合学力テスト	ベネッセ	全員
	8	第2回全統高1模試	河合塾	希望者
	9	スタディー・サポート 学びの基礎診断	ベネッセ	全員
	10	総合学力テスト	ベネッセ	全員
		第3回全統高1模試	河合塾	希望者
	11	GTEC 学びの基礎診断	ベネッセ	全員
	1	総合学力テスト	ベネッセ	全員
		第4回全統高1模試	河合塾	希望者
		小論文模試	未定	全員

2	3	スタディー・サポート 学びの基礎診断	ベネッセ	全員
	7	総合学力テスト	ベネッセ	全員
	8	第2回全統高2模試	河合塾	希望者
	9	スタディー・サポート 学びの基礎診断	ベネッセ	全員
	10	総合学力テスト	ベネッセ	全員
		第3回全統高2模試	河合塾	希望者
	11	GTEC 学びの基礎診断	ベネッセ	全員
	1	総合学力テスト	ベネッセ	全員
		全統記述高2模試	ベネッセ	全員
	2	共通テスト早期対策模試	河合塾	希望者
	3	共通テストチャレンジ模試	未定	希望者
			小論文模試	未定

3	3	スタディーサポート	ベネッセ	全員
	5	第1回全統共通テスト試(公開会場)	河合塾	希望者
		第1回全統記述模試(公開会場)	河合塾	希望者
	6	共通テスト模試	ベネッセ	全員
	7	総合学力記述模試	ベネッセ	全員
		第2回全統共通テスト模試	河合塾	全員
	8	第2回全統記述模試(公開会場)	河合塾	大学・短大の受験者全員
	9	第1回ベネッセ・駿台共催共通テスト模試	ベネッセ・駿台	大学・短大の受験者全員
	10	第2回ベネッセ・駿台共催記述模試	ベネッセ・駿台	大学・短大の受験者全員
		第3回全統記述模試(公開会場)	河合塾	大学・短大の受験者全員
		第3回全統共通テスト模試	河合塾	大学・短大の受験者全員
		第3回ベネッセ・駿台共通テスト模試	ベネッセ	大学・短大の受験者全員
	11	全統共通テストプレ(公開会場)	河合塾	共通テスト受験者全員
	12	共通テスト本番レベル模試	東進	希望者
		共通テスト直前演習	河合塾テキスト	共通テスト受験者全員
1	共通テスト直前演習Ⅱ	未定	希望者	

※その他、3年生は大学別(東大・京大・阪大・東北・名大・北大・九大・早大・慶大他)の模試もあります。

# 令和6年度 諸会費等月別収納額一覽

静岡県立焼津中央高等学校

1 年

2 年

3 年

(単位:円)

納入月	4月	6月	7月	9月	10月	1月	計	
振替日	入学式 現金集金	6月25日	7月31日	9月25日	10月31日	1月31日		
振替金額	60,000	80,000	29,700	69,750	49,500	39,600	328,550	
内       訳	入学料	5,650					5,650	
	授業料			29,700		49,500	39,600	118,800
	学年費	38,450	27,400		24,150			90,000
	修学旅行積立金		35,000		35,000			70,000
	生徒会費	2,400	2,400		2,400			7,200
	PTA入会金	300						300
	部活動支援基金	5,000						5,000
	PTA会費	8,200	8,200		8,200			24,600
	学校後援会費		7,000					7,000

(単位:円)

4月	6月	7月	9月	10月	1月	計
4月25日	6月25日	7月31日	9月25日	10月31日	1月31日	
80,000	83,000	29,700	40,800	49,500	39,600	322,600
		29,700		49,500	39,600	118,800
29,400	25,400		30,200			85,000
40,000	40,000					80,000
2,400	2,400		2,400			7,200
8,200	8,200		8,200			24,600
	7,000					7,000

(単位:円)

4月	6月	7月	9月	10月	1月	計
4月25日	6月25日	7月31日	9月25日	10月31日	1月31日	
60,000	40,000	29,700	34,800	49,500	39,600	253,600
		29,700		49,500	39,600	118,800
49,400	22,400		24,200			96,000
2,400	2,400		2,400			7,200
8,200	8,200		8,200			24,600
	7,000					7,000

# 職員名簿

番	職	名	前	教	科	部	活	分	掌	学	年
1	校	長	遠山一郎	理	科					管理職	
2	副校	長	松本一真	英	語					管理職	
3	教務	頭	河原崎正晴	地	歴	公		生	徒	管理職	
4	教務	長	梶弘幸	事						事務	
5	教諭		佐々木裕己	国	語		男子テニス	進路・探究			15正
6	教諭		鈴木美穂子	国	語		バドミントン・美術	○ 図書			34正
7	教諭		中上純和	国	語		○放送・剣道	◎ 図書			23正
8	教諭		田形和彦	国	語		弓道	教務			2年
9	教諭		中村花野	○ 国	語		弓道・放送	生	徒		33正
10	教諭		増田道則	国	語		将棋・水泳	保健・相談			36副
11	教諭		山内みづほ	国	語		○書道・家庭	教務			14正
12	教諭		石川島健児	地	歴	公	男子テニス・書道	進路			31副
13	教諭		小嶋未絵	○ 地	歴	公	女子バレーボール・クイズ	生	徒		12正
14	教諭		平井誠也	○ 地	歴	公	○新聞・陸上	教務			15副
15	教諭		松永直也	地	歴	公	写真・サッカー	生	徒		21正
16	教諭		望月万弘	地	歴	公	○剣道・茶道	○ 研			32正
17	教諭		青島弘明	数			○男子バレーボール	教務			34副
18	教諭		伊藤泰健	数	学		○水泳	○ 情			12副
19	教諭		大澤幸弘	数	学	情	男子バレーボール・新聞	◎ 進			37副
20	教諭		佐藤毅	数	学	情	バドミントン	○ 情			21副
21	教諭		山口清隆	数	学		○写真・サッカー・科学	進路			27正
22	教諭		杉木清則	○ 数	学		○陸上	総務			25正
23	教諭		野村真澄	数	学		○卓球	進路			16副
24	教諭		宮本祐希	数	学	情	○女子バスケボール	生	徒		13副
25	教諭		加藤直野	数	学	情	○茶道・男子バスケボール	◎ 教			33副
26	教諭		佐藤直野	理	科		野球・科学	進路・探究			35正
27	教諭		東友貴	理	科		○女子テニス	進路・探究			36正
28	教諭		松井太朗	理	科		合唱	保健			3年
29	教諭		本宮裕平	○ 理	科		合唱	図書			1年
30	教諭		矢追雄一	○ 理	科		○吹奏楽	進路・探究			17正
31	教諭		青木代茂	○ 保	健	体	○バドミントン	教務			11正
32	教諭		長谷川拓也	保	健	体	○弓道	進路・探究			24正
33	教諭		松永一成	保	健	体	○科学・女子バスケボール	○進路・探究			26副
34	教諭		山本ほのか	保	健	体	○男子バスケボール	○ 務			22正
35	教諭		増野真佐	○ 保	健	体	野球	◎ 生			25副
36	教諭		石川恵子	保	健	体	○レスリング	◎ 総			35副
37	教諭		久保敦広	保	健	体	○サッカー	総務			14副
38	教諭		小柳明良	保	健	体	○女子バレーボール	生徒・相談			13正
39	教諭		三枝美浩	○ 芸			○合唱・吹奏楽	生	徒		24副
40	教諭		志村修	英	語		卓球・ボランティア	進路			32副
41	教諭		鈴木聡子	英	語		○華道・吹奏楽	○保健・相談			17副
42	教諭		田村幸司	英	語		○野球	○ 生			31正
43	教諭		中村みほ	○ 英	語		弓道・合唱	○ 総			16正
44	教諭		山本かほり	英	語		○将棋	研			11副
45	教諭		佐藤梨沙	英	語		男子バレーボール・合唱	教務			26正
46	教諭		長村夏美	英	語		レスリング・ボランティア	教務			37正
47	教諭		中村みほ	○ 英	語		サッカー	◎ 保			23副
48	教諭		山本かほり	○ 英	語		○美術・クイズ研究	◎ 研			27副
49	養護	教諭	佐藤梨沙	○ 養	家		○家庭・吹奏楽	○ 教			22副
50	実習	助手	長村元春	理	理		華道	保健・相談			
51	実習	助手	中村元春	理	理		女子テニス	総			務
52	A L T		Emily Alexander	英	語						
53	非常勤	講師	岡本吉史	理	科						
54	非常勤	講師	山口嘉文	芸	術						
55	非常勤	講師	大石暁美	家	庭						
56	非常勤	講師	南條昌子	家	庭						
57	非常勤	講師	大石一乗	家	庭						
58	主査		小田切香子	事	務						
59	主査		狩俣博之	事	務						
60	主査		山田祐実	事	務						
61	主査		鈴木菜月	事	務						
62	非常勤	勤務員	小池晶子	事	務						
63	非常勤	勤務員	早村正樹	事	務						
64	非常勤	勤務員	田島靖之	事	務						
65	部活動	指導員	岡本勇典	部	活		サッカー				
66	部活動	指導員	田中孝春	部	活		女子テニス				
67	団体	職員	八木美春	事	務						
68	団体	職員	渋谷則子	事	務						
69	学	校	山下えり	内	科						
70	学	校	松永寛美	眼	科						
71	学	校	藤井悠策	耳	鼻						
72	学	校	滝本純	歯	科						

○…教科主任      ○…正顧問      ○…分掌主任      ○…学年主任